

~~~6月20日(第6回目)~~

1. 会議並びに質疑時間(午前10時20分～午後1時15分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席

|     |    |     |     |    |    |    |     |    |    |    |    |
|-----|----|-----|-----|----|----|----|-----|----|----|----|----|
| 1番  | 天久 | 豪太郎 | 2番  | 比嘉 | 定  | 堀  | 3番  | 天久 | 久村 | 盛  | 越  |
| 4番  | 安次 | 富士信 | 5番  | 石川 | 良美 | 六正 | 6番  | 伸安 | 里川 | 平安 | 果明 |
| 7番  | 稻城 | 誠正  | 8番  | 田川 | 義英 | 昇永 | 9番  | 安石 | 城山 | 昌助 | 繁昌 |
| 10番 | 又吉 | 正正  | 11番 | 大仲 | 村村 | 伊佐 | 12番 | 石官 | 申  | 幸  | 助  |
| 13番 | 伊佐 | 真   | 14番 | 仲  | 義  | 寿光 | 15番 | 官申 | 古波 | 清  | 次郎 |
| 16番 | 官里 | 依行  | 17番 | 伊佐 | 義  | 光  | 18番 | 申  | 里  | 幸  | 清  |
| 19番 | 武島 | 行男  | 20番 | 仲  | 義  | 古波 | 21番 | 古波 | 里  | 幸  | 清  |

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、監察説明のため出席したものは次の通りである。

|      |    |    |      |    |    |     |      |    |    |
|------|----|----|------|----|----|-----|------|----|----|
| 市長   | 仲村 | 泰勝 | 助役   | 後藤 | 吳豊 | 眞徳  | 経済課長 | 沢レ | 安一 |
| 総務課長 | 松川 | 正廣 | 財政課長 | 当山 | 金喜 | 取入後 | 仲村   | 泰松 |    |
| 建設課長 | 高橋 | 昌志 | 水道課長 | 奥田 | 喜徳 |     |      |    |    |

7. 本会議の審記は次の通りである。

書記長 松川 正廣 曽我 照量 勝 伊佐 正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1 一般質問

9. 会議の開会

議長～出席議員は17名であります。市町村自治法第53条の規定により  
議会は成立致しますので、貰今より第6回目の会議を開きます。  
(午前10時20分)

議長～暫休憩致します。(午前10時21分)

議長～再開致します。(午前10時26分)

~~~ 6月20日(第6回目) ~~

1. 会議並びに散会時刻(午前10時20分～午後 時 分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席

| | | | | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 天久 | 豪太郎 | 2番 | 比嘉 | 冠亮 | 3番 | 天久 | 雄果明 |
| 4番 | 安次 | 富盛 | 5番 | 石川 | 大正昇 | 6番 | 仲里 | 春安 |
| 7番 | 稻穂 | 誠正 | 8番 | 石田 | 英 | 9番 | 安川 | 繁昌 |
| 10番 | 又吉 | 正 | 12番 | 大川 | 昇永 | 12番 | 石宮 | 昌助 |
| 13番 | 伊佐 | 真得 | 14番 | 仲村 | 喜貞 | 15番 | 中里 | 幸 |
| 16番 | 官里 | 敏行 | 17番 | 伊佐 | 寿 | 18番 | 古波藏 | 清次郎 |
| 19番 | 武島 | 行男 | 20番 | 仲村 | 姫光 | 21番 | | |

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

| | | | | | | | | |
|------|----|----|------|----|----|------|----|----|
| 市長 | 仲村 | 春勝 | 助役 | 吳屋 | 眞徳 | 経済課長 | 沢し | 安一 |
| 総務課長 | 松川 | 正義 | 財政課長 | 当山 | 全喜 | 収入役 | 仲村 | 春松 |
| 建設課長 | 島袋 | 昌舉 | 水道課長 | 奥田 | 将俊 | | | |

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 長 伊佐 正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1 一般質問

9. 会議の顛末

議長～出席議員は17名であります。市町村自治法第53条の規定により
議会は成立致しますので、只今より第6回目の会議を開きます。
(午前10時20分)

議長～暫休憩致します。(午前10時21分)

議長～再開致します。(午前10時26分)

議 長～16番議員の出席を報告致します。

議 長～日程第1。一般質問に移ります。

議 長～1番議員の矢久馬より順序に願います。

1 番～最初に合併問題についてでございますが、この問題につきましては去年の議会にも質問したおぼえがございます。市長は当時はそう云う具体的討議性はもあわせてないと言ふ御答弁でございましたが、隣村との合併問題につきましては、本市の収支の一環としても最も重要な論議だと尋ねられておりますが、この問題を促進するためには促進委員会を設けまして、これを大いに検討して合併問題を実現段階にむけて行く方法等があらわれるか、どうか、もし、あらわれれば、その方策等についてお伺いしたいと思います。

市 長～お答え申上げます。この問題については、今までの経過を先ず最初にもう一様お伝え申上げたいと、そして今後についての私の考え方を申上げたいと思います。市に昇格する前に、政府でちゃんと市町村の合併風雲が出来て、政府の内政局の地方課の幹部で三市町の話し合いが持たれた訳であります。これは神城、北神城、宣野濱の各村長、当時の首村長でそれから各議長を宣野濱の連絡機関で色々お話し合をして、あの時の話し合は各市長村のこれに対する一般的の世論はどうであるか、その状況について色々話しあつて、政府として何とかそれを促進したいと云うことでありました。宣野濱市と致しましては、その促進するには、どちらもその促進委員会を設置して進めなければいかんと云うことで、一般議会の方にもその意向をはかつた設けてあります。当時の議会ですね、それから宣野濱市としては、現役町の市昇格をもう急いで解説するのが、当然の何であつて、合併については、その後の問題であると、当時促進委員会を設置する必要はないと云うことで、但専務委員会の設置はやつてない訳であります。市に昇格してから今までどちらも何んともない訳です。もし、宣野濱市からこれを打ち出しても議論には市長はどう思うかと云うことが、必ず論議になるかと思いますが、市長としてはこう云う最大たもんでは、どうしても首長一派の考え方では認められないし、即ち合併して、いいのか、悪いのかと云うことになるんですが、賛するに合併の方針によつて又、今後の合併後の政府の論議において、宣野濱の市民全般としての、果していわゆる真似が大きくなる様なこと、いわゆる損をする傾向ことがないかどうかを十二分に検討する必要があるのです。そういう観點はどうしてもその促進委員会を設けてそこで検討してもらいたいなればなりやならないとこう思うのであります。それで前の議会までは、市に昇格するまでは、別にこれを設ける必要はないとうことでもありました。が、今回の議会でこれを設けて宣野濱市から呼びかけるんだつたら、必ず

議長～16番議員の出席を報告致します。

議長～日程第1、一般質問に移ります。

議長～1番議員の天久氏より順序に願います。

1番～最初に合併問題についてでございますが、この問題につきましては去年の議会にも質問したおぼえがございました。市長は当時はそう云う具体的な回答はもちあわせてないと云う御答弁でございましたが、隣村との合併問題につきましては、本市の都計の一環としても最も重要な施策だと考えられておりますが、この問題を促進するために促進委員会を設けまして、これを大いに検討して合併問題を実現段階にむけて行く方法等があらわれるか、どうか。もし、あらわれてば、その方法等についてお伺いしたいと思います。

市長～お答え申上げます。この問題については、今までの経過を先ず最初にもう一様お伝え申上げたいと、そして今後についての私の考え方を申上げたいと思います。市に昇格する前に、政府でちゃんと市町村の合併草案が出来て、政府の内政局の地方課の幹事で三市村の話し合いが持たれた記憶があります。これは中城、北中城、宣野湾の各村長、当時の皆村長でそれから各議長を宣野湾の応接間で色々お話し合いをして、あの時の話し合は各市長村のこれに対する一般的の世論はどうであるか、その状況について色々話しあつて、政府として何とかそれを促進したいと云うことでありました。宣野湾市と致しましては、その促進するには、どちらもその促進委員会を設置して進めなければいかんと云うことと、一律議会の方にもその意向をはかつた記憶であります。当時の議会ですね、それから宣野湾市としては、現段階の市昇格をもう急いで解説するのが、当然の何であつて、合併については、その後の問題であると、当時促進委員会を設置する必要はないと言つて、促進委員会の設置はやつてない記憶であります。市に昇格してから今までどちらも何んともない記憶です。もし、宣野湾市からこれを打ち出しても市長はどう思うかと云うことが、先ず結論になるかと思いますが、市長としてはこう云う重大なもんでは、どうしても市長一存の考え方では進められないし、即ち合併して、いいのか、悪いのかと云うことになるんですが、要するに合併の方法によって又、今後の合併後の政府の施策において、宣野湾の市民全体としての、果していわゆる負担が大きくなる様なこと、いわゆる損をする様なことがないかどうかを十二分に検討する必要があるので、そう云う検討はどうしてもその促進委員会を設けてそこで検討してもらわなければなりません。とこう思つております。それで前の議会までは、市に昇格するまでは、別にこれを設ける必要ないと云うことでありましたが、今回の議会でこれを設けて宣野湾市から呼びかけるんだつたら、先ず

議会の皆さんにもはかつて、委員のメンバーを或は、この結成をして、これを進めて行きたい、と云う考え方である訳であります。今の所まだ急いで結成するかどうかについても私としては、こちらから打ち出された方がいいかどうかもこれは種題だし、尚且議員の各位の意向もよく聞いて今後のこの問題の進め方については検討していきたいとこう思つておる訳です。

1番～市昇格時に合併問題が話し合つたことはよく聞いておりますけど、当時は宜野湾村と致しましては、市昇格のために合併問題どころじやなかつたと云ふふうなあれて当時の状況からすればうなづけられる訳でございますが、一方市にも昇格候上どうしても市の自立経済を達成する意味からおきましても、この市外地と該村地の調整と云うことば今更論をまたない所であります。従いまして私の聞く範囲内におきましては、宜野湾市の方からそう云つた問題を投げることによつてこの問題は非常にこのスムースに解決されるであろうと云う確な話しあがい聞かされる訳でございますので、市長と致しましても、この問題を促進するためには、なにしろ、相当の資料がなくてはこれは自信をもつて振りきれない訳でございまして、促進委員会を早急に設けてこの問題を進行して戴きます様ついでに要請申上げます。

議長～1キ番議員の出席を報告します。

10番～今先の市長さんの御答弁によりますと、去つた9月の去年の9月の一般質問にお答えなされたものと内容はややにておるのでございますがその後この問題についてどう云う考え方で進められたか、いわゆる折衝されたこともないのか、いわゆる市内の学識経験者そう云関係者とも話し合いなされたことはない難に受取られるんですが、そう云う話し合はもたれたことはございませんか。

市長～ありません、只個人々の話としてではやつていますが、こちらで話してその機会を作つて話したこととはまだありません。

10番～只今の答弁ではないと云う様な御答弁でございましたが、いわゆるこれでは合併問題については、一個人としてはどう云う様なお考えですか。

市長～今先のお断りの様に委員会で充分に資料を検討してそしてその宜野湾市としてのこれからこうありたいと云うことを取り決めして進めたいとこう思うのであります。合併するとか、しないとかと云うことは決定的なることは云えません。

1番～先程の御答弁の中で、促進委員会を設ける御意向があつた様であります。

議会の皆さんにもはかつて、委員のメンバーを或は、この結成をして、これを進めて行きたい。と云う考へてある訳であります。今の所まだ急いで結成するかどうかについても私としては、こちらから打ち出して方がいいかどうかもこれは問題だし、尚又議員の各位の意向もよく聞いて今後のこの問題の進め方については検討していきたいとこう思つている訳です。

1番～市昇格前に合併問題が話し合つたことはよく聞いておりますけど、当時は宣野湾村と致しましては、市昇格のために合併問題どころじやなかつたと云うふうなあれば当時の状況からすればうなづけられる訳でございますが、一応市にも昇格以上どうしても市の自立経済を達成する意味からおきましても、この市外地と農村地の調整と云うことは今更論をまたない所であります。従いまして私の聞く範囲内におきましては、宣野湾市の方からそう云つた問題を投げることによつてこの問題は非常にこのスムースに解決されるであろうと云う様な話し合大がい聞かされる訳でございますので、市長と致しましても、この問題を促進するためには、なにしろ、相当の資料がなくてはこれは自信をもつて振りきれない訳でございまして、促進委員会を早急に設けましてこの問題を推行して戴きます様ついでに要望申上げます。

議長～14番議員の出席を報告します。

10番～今先の市長さんの御答弁によりますと、去つた9月の去年の9月の一般質問にお答えなされたものと内容はややにておるのでございますがその後この問題についてどう云う考え方で進められたか、いわゆる折衝されたこともないのか、いわゆる市内の学識経験者そう云関係者とも話し合いなされたことはない様に受取られるんですが、そう云う話し合はもたれたことはございませんか、

市長～ありません。只個人々の話しとしてはやつていますが、こちらで話してその核会を作つて話したことはまだありません。

10番～只今の答弁ではないと云う様な御答弁でございましたが、いわゆるこれでは合併問題については、一個人としてはどう云う様なお考えですか、

市長～今先のお話しの様に委員会で充分に資料を検討してそしてその宣野湾市としてこれからこうありたいと云うことを取り決めして進めたいとこう思うのであります。合併するとか、しないとかと云うことは決定的なことは云えません。

1番～先程の御答弁の中で、促進委員会を設ける御意向があつた様であります。

ますけど、その時期の見通しについてお聞せ願いたいと思います。

市長～1番さんの御意向の根に早くこの促進委員会を作つて、進みたいと云う多數の、今1番さんからの要望を聞いた訳であります。そう云うと気持であれば、これは2～3ヶ月には委員のメンバーを取り決めして話し合いを始めることがと思うのであります。

12番～市長のご答弁の中に、市長個人としては、この合併に合併していくかどうかわからないと云う様なご答弁でございますが市長として本当に理解にならない訳ですか。

市長～そうであります。

12番～そうすると世論がすぐして初めてこの事実にちやく承認すると云うお気持ですか。

市長～これは専門でもありません、よするに合併の方法があります。それによつて宜野湾市として或は相手側として色々異なる点が出て来ると思います。利害關係もあると思います。この場合にそれをよく申には数学的な面も出て来るし、その他の面で色々検討すべき部面がありますのでそれを総合して宜野湾市としては、合併にもつていつた方がいいか、或はそのままがいいかと云うのは出て来ると思うので今すぐ合併します。やりませんと云う答えは出されないのであります。

12番～意向としてはどんなんですか。

市長～だから意向としてはそれをよく検討したい意向であります。

議長～12番議員の出席を報告します。

16番～市界格行事のときの合併についての前の段会としては、市界格と合併とをからました福命とあるまでも市独自の立場で市界格後に導かるべきだと。そして当届はそれまでに隣村の資料を調査して、十二分に対処出来る所までもつて行くべきだと云うふうな前段会での考え方でございますが、その後隣村と申しますと、4ヶ村ござりますけれどもその面についての資料關係について合併と関連して資料を十二分に整ねられておるか。どうか、貝崎のと答弁では、該局はとう云うふうに進めたたい。昔んなの意向でみるとならば2～3ヶ月以内には促進委員会をすぐ設られるといいますけれどもそこにおいてうら音となる十二分な資料がない限り人間は整めた所それに對する是非問題が出てこないだろうと思いますけれども、その資料の点がどう云う所まで調査がされておるかどうか、その点についてお伺いします。

ますけど、その時期の見通しについてお聞せ願いたいと思います。

市長～1番さんの御意向の様に早くこの促進委員会を作つて、進めたいと云う多岐の、今1番さんからの要望を聞いた訳であります、そう云うご気持であれば、これは2～3ヶ月には委員のメンバーを取り扱めして話し合いを始めることがと思うのであります。

12番～市長のご答弁の中には、市長個人としては、この合併に合併しているかどうかわからないと云う様なご回答でございますが市長として本当に理解にならない訳ですか。

市長～そうです。

12番～そうすると世論がよくして初めてこの事業にちやく取なさると云うお気持ですか。

市長～これは事実でもありません。よするに合併の方法があります。それによつて宣野湾市として或は相手側として色々異なる件が出て来ると思います。利害関係もあると思います。この場合にそれをよく申には数字的な面も出て来るし、その他の面で色々検討すべき面面がありますのでそれを総合して宣野湾市としては、合併にもつていつた方がいいか、或はそのままがいいかと云うのは出て来ると思うので今すぐ合併します。やりませんと云う答えは出されないのであります。

12番～意向としてはどんなですか、

市長～だから意向としてはそれをよく検討したい意向であります。

議長～18番議員の出席を報告します。

16番～市昇格行事のときの合併についての前の議会としては、市昇格と合併とをからました場合と悪くまでも市独自の立場で市昇格後に考へるべきだと、そして当局はそれまでに隣村の資料を調査して、十二分に対処出来る所までもつて行くべきだと云うふうな前議会での考え方でございますが、その後隣村と申しますと、4ヶ村ございますけれどもその面についての資料関係について合併と関連した資料を十二分に整わされておるか、どうか、只今のご回答では、結局はこう云うふうに進めたい。皆んなの意向であるならば2～3ヶ月以内には促進委員会をすゞ設られるといいますけれどもそこにおいてうら付となる十二分な資料がない限り人間は集めた所それに対する是非問題が出てこないだろうと思いますけれども、その資料の点がどう云う所まで調査がされておるかどうか、その点についてお伺いします。

市長～先ず委員会が出来ると云うと、合併にはどう云う資料が入るからこれを資料収集してもらいたいと云うことであれば、事務当局としてもすぐその資料が得られるのであります。今の所まだ委員会も出来ておりません。如何なる資料が必要であるかもまだここではナリチ出来ないので。そう云う資料と云うのは只たんに手段もつておる所の人間とか或は経済の状況とかと云う様なものは調査出来るんだが、それをどういうふうな方法でつき合わせての資料を作るかについてまだ検討もされておりませんので、委員会が出来ないと云うとその資料を読みることも出来ないので今までその資料はまだ出来ておりません。

5番～合併の良否について、促進委員会を組織して、そこで検討して論議をすべきだととの考え方らしいですが、その前に議会の意志を開く必要は認めませんか。

市長～大いにあります。

5番～今の促進委員会を設けて、合併がいわゆるいいか悪いか検討してもらうと云うその促進委員会の組織は、議会の意志を開かないでやる説ですか、聞いた後やる説ですか？

市長～聞いてから。

5番～もし、仮りに議会の意志が現在は色々の方面から検討した結果、自主的に合併すべきじゃないと云う結論が出てとしました場合には、それでもなお促進委員会を作りますか？

市長～促進委員会を作る必要はないと云う場合はですか？

5番～いや、仮りにですね、今脚村の合併問題について積極的に或はすぐ2ヶ月年以内に合併する目標に向つてそう云うふうに歩みました方がいいか、悪いか、つまりその世論をまとめるために促進委員会よりは議会の資料を優先的に一冊はあつかうことがあるはずです。

市長～はい。

5番～ここで議会の意志が現段階においては合併すべき時期じやない、合併した場合には、実際的立場から見て、色々と都合の点がある。そこで現段階においては合併すべきじゃないと云う議会の意志が採用された場合には、それでもなお促進委員会を作りますか、作るお考えがありますか？

市長～今の御質問は、只今5番さんの要請によつて反対の場合にも、これを作

市長～先ず委員会が出来ると云うと、合併にはどう云う資料が入るからこれを資料収集してもらいたいと云うことであれば、事務当局としてもすぐその資料が得られるのでありますが、今の所まだ委員会も出来ておりません。如何なる資料が必要であるかもまだここではキヤチ出来ないので、そう云う資料と云うのは只たんに普段もつておる所の人口とか或は経済の状況とかと云う様なものは調査出来るんだが、それをどういうふうな方法でつき合わせての資料を作るかについてはまだ検討もされておりませんので、委員会が出来ないと云うとその資料を終めることも出来ないので今までその資料はまだ出来ておりません。

5番～合併の良否について、促進委員会を組織して、そこで検討して結論をきすべきだと考えらしいですが、その前に議会の意志を聞く必要は認めませんか。

市長～大いにあります。

5番～今の促進委員会を設けて、合併がいわゆるいいか、悪いか検討してもらうと云うその促進委員会の組織は、議会の意志を聞かないでやる訳ですか、聞いた後やる訳ですか。

市長～聞いてから。

5番～もし、仮りに議会の意志が現在は色々の方面から検討した結果、主的に合併すべきじゃないと云う結論が出たとしました場合には、それでもなお促進委員会を作りますか。

市長～促進委員会を作る必要はないと云う場合ですか。

5番～いや、仮りにですね、今隣村の合併問題について積極的に或はすぐ2ヶ年3ヶ年以内に合併する目標に向つてそう云うふうに歩みました方がいいか、悪いか、つまりその世論をまとめるために促進委員会よりは、議会の資料を優先的に一様はあつかうことがあるはずです。

市長～はい。

5番～ここで議会の意志が現段階においては合併すべき時期じやない。合併した場合には、宣野湾の立場から見て、色々と都合な点がある。そこで現段階においては合併すべきじゃないと云う議会の意志が表明された場合には、それでもなお促進委員会を作りますか、作るお考えがありますか。

市長～今の御質問は、只今1番さんの要望とは反対の場合にも、これを作

るのかと云う意味でござりますか、要するに工番は、

5 番～そままであります。仮りに議会の憲憲がですね、正統な手続に基づく所の段階においては合併すべきぢやないと云う議会の憲憲が表明された場合におましても、尚促進委員会を設ける憲憲がありますか、どうかをお聞きしております。

市 長～議会が工番さんまで要望のように審査があれば、これを促進するためには2～3ヶ月以内には、準備できると、議会の方で工番さんとは反対にそんなことは吹らないと云うこととに該当すればですね、作る必要はないと思います。

5 番～もう少したしかめたいんですが、工番さんの質問はオーラル念頭におかれいで答弁して下さい。

市 長～これは関連しないで。

5 番～これは関連はしているんですが、工番さんの質問と関連している訳ですが、促進委員会を2～3ヶ月以内に作ろうと思われると云ふうな市長の答弁について、

市 長～作ろうと思うではありません。議会のですね、工番さんの要望みたいな謙に早くこれを作る必要があると、議会の皆さんお考えであればですね、そんなに長い間は待たんでも2～3ヶ月でもこれは作れると思います。先ず社会憲憲を重んずると云うことには、変わりはありません。

5 番～議会の憲憲が或は促進委員会を作つた方がいいと云う憲憲であれば2～3ヶ月に作りたい考え方であると云ふうに歸しやすくしていいですね、はいわかりました。

19 番～貝今市長さんの答弁をうけたまわりますと、いわゆる自主的なそういう云つた考え方おありじやないかと、聞くまでも、他からそう云つた問題が出ていた場合には、促進委員会を作ろうと云つた謙に受け取つてよろしくうござりますか、又、よしんば促進委員会こう云うのも構成についてでござりますけれども、一様段階として現在、別にそう云つた合併問題かれこれについて、市長自身としてご憲憲がないとした場合においても、一謙はそう云つたいわゆる合併の研究会と云つた謙な研究機関でも議論の場でも結構だと願いますし、作られて、合併について研究していかれたらと。そして、それが合併してしかるべきだと云う結論に達した場合に、そう云つた謙な組織を促進委員会に切りかえると云つた謙な考え方おありか、どうか

るのかと云う意味でございますか、要するに1番は、

5 番～そのままであります。仮りに議会の意志がですね、正統な手続に基づく所の現段階においては合併すべきじゃないと云う議会の意志が表明された場合におきましても、尙促進委員会を設ける意志がありますか、どうかをお聞きしております。

市長～議会が1番さんのご要望のように必要があれば、これを促進するために2～3ヶ月以内には、準備できると、議会の方で1番さんとは反対にそんなことは入らないと云うことには換わればですね、作る必要はないと思います。

5 番～もう少しあしかめたいたいんですが、1番さんの質問はオ一様意頭におかれないと答弁して下さい。

市長～これは関連しないで、

5 番～これは関連はしているんですけど、1番さんの質問と関連している訳ですが、促進委員会を2～3ヶ月以内に作ろうと思われると云うふうな市長の答弁について、

市長～作ろうと思つてはおりません。議会のですね、1番さんの要望みたいな様に早くこれを作る必要があると、議会の皆さんにお考へであればですね、そんなに長い期間は待たんて2～3ヶ月でもこれは作れると思ひます。先ず社会意志を重んずると云うことには、変わりはありません。

5 番～議会の意志が或は促進委員会を作つた方がいいと云う意志であれば2～3ヶ月に作りたい考へであると云ふうに解しやすくしていいですね、はいわかりました。

19番～只今の市長さんの答弁をうけたまわりますと、いわゆる自主的なそう云つた考え方おありじゃないかと、悪くまでも、他からそう云つた問題が出了場合には、促進委員会も作ろうと云つた様に受け取つてよろしゅうございますか、又、よしんば促進委員会こう云うのも構成についてでござりますけれども、一様段階として現在、別にそう云つた合併問題かれこれについて、市長自体としてご意志がないとした場合においても、一様はそう云つたいわゆる合併の研究会と云つた様な研究期間でも任意の団体でも結構だと思いますし、作られて、合併について研究していかれたらと、そして、それが合併してしかるべきだと云う結論に達した場合に、そう云つた様な組織を促進委員会に切りかえると云つた様な考へがおありか、どうか

市長～私の個人としては、これには全然ノータッチと云う訳じやなしに、話せる人には、この問題をどう進めの方が多いか話しも進めると、僵し、これを進めるには、どうしても一番大きな力になるのは、議会の立憲であります。それで、こちらからこの問題について、促進委員会を持つ必要があるかどうかもこちらから先きの議会にもおたずねした訳であります。次、ここで一番議員さんからこの問題が質問されているのも非常に随宜に約した大事な問題だと願います。皆さんもそう云うお者でありますし、市長もこれはどうしてもこれから先宜尋常市としての態度をはつきり三市村にも政府にも示す必要があるとこう思つてあります。それで、その方法としましては、メンバーにしても市長でもつて私で作つてこれを切りかえると云う考えは今の所持つておりません。どこまで、そのメンバーについても議会にはかつて、どう云う人々を議員会にもつて行こうかと云ふうに皆さんにもはかつてこう進めたいとこう思つております。

議長～3番議員の出席を報告する。

1 番～只今の1番さんの質問と一寸関連致しますけれども、先程の石川議員の答弁の中には、議会の立憲によつてのみその問題を促進することが出来ると云うふうにおつしやられたのであります。本問題を推進するには、先ず合併していいかどうかと云うこの資料の集復が先決問題でござります。従いまして、現在の所持々といたしまして、早時に結論を申し上げることは出来ない訳でございまして議会と改しまして合併がいいか、合併は是非につきましては、早急な結論は出来かねるんぢやないかと願います。従いまして、もし促進委員会と云う名称が異合悪ければ、研究委員会でもよろしゆうございます。そう云つたいわゆるその合併を前提としての研究委員会業を続ける様に議会の立憲にかかわらず、その資料の集復については充分實行当属がすべき問題じやないかと考えておりますので、その辺を充當おくみ下さいまして、この問題を出来るだけ早めに私の申し上げていることは、今すぐと云う訳じやございません。この問題を進めるにはどうしても所定の日時がかかるものと考えられておりますので、今からその問題を研究し、資料集復にかかるんと淮切な時機を失なつてしまふじやないかと云う懸念もいたかれますのでその点常に御留意下さいまして、本問題を出来るだけ早く就道にのせるべく努力して譲りたいと云うを要望を申し上げます。

議長～暫休憩致します。（午前10時47分）

議長～再開致します。（午前10時55分）

1 番～2番目の市営のアパート事業についてでございますが、最近聞く所

市長～私の個人としては、これには全然ノータッチと云う訳じやなしに、話せる人には、この問題をどう進めた方がいいか話しも進めると、但し、これを進めるには、どうしても一番大きな力になるのは、議会の意志であります。それで、こちらからこの問題について、促進委員会を持つ必要があるかどうかともちらから先きの議会にもおたずねした訳であります。又、ここで一晩議員さんからこの問題が質問されているのも非常に時宜に的した大事な問題だと思います。皆さんもそう云うお考でありますし、市長もこれはどうしてもこれから先宣野市としての態度をはつきり三市村にも政府にも示す必要があるとこう思つてあります。それで、その方法としましては、メンバーにしても市長でもつて私で作つてこれを切りかえると云う考えは今の所持つておりません。どこまでも、そのメンバーについても議会にはかつて、どう云う人々を委員会にもつて行こうかと云ふうに皆さんにもはかつてこう進めたいとこう思つております。

議長～3番議員の出席を報告する。

1. 番～只今の19番さんの質問と一寸関連致しますけれども、先程の石川議員のご答弁の中には、議会の意志によつてのみその問題を促進することが出来ると言ふうにおつしやられたのであります。本問題を推行するには、先ず合併していいかどうかと云うこの資料の集収が先決問題でございます。従いまして、現在の所我々といたしましても、早時に結論を申し上げることは出来ない訳でございまして議会と致しまして合併がいいか、合併の是非につきましては、早急な結論は出来かねるんぢやないかと思います。従いまして、もし促進委員会と云う名称が具合悪ければ、研究委員会でもよろしゅうございます。そう云つたいわゆるその合併を前提としての研究委員会業を設ける様に議会の意志にかかわらず、その資料の集収については充分執行当局がすべき問題じやないかと考えておりますので、その辺を充分おくみ下さいまして、この問題を出来るだけ早めに私の申し上げていることは、今すぐと云う訳じやございません。この問題を進めるにはどうしても所定の冒頭がかかるものと考えられておりますので、今からその問題を研究し、資料集収にかかわんと適切な時期を失なつてしまうじやないかと云う懸念もいだかれますのでその点特に御留意下さいまして、本問題を出来るだけ早く道にのせるべく努力して載きたいと云うご要望を申し上げます。

議長～暫休憩致します。（午前10時47分）

議長～再開致します。（午前10時55分）

1. 番～2番目の市営のアパート事業についてでございますが、最近聞く所

によりますと、開金がアパート建築に専しましては、相当融資していると云う話しうを聞いております。^当最初は全額融資しておつたらしいんですが、最近個人にも70%までは融資すると云うふうになつておりますが、このアパートの政策融資の条件と致しましては、かなりこの政策を制約致しまして、相當制限を抱えておる様でございまして、本事業を推進するには最もとの市町村事業として取り扱つた方が、そのあらゆる見地から適切だと、云うふうに考えておる訳けであります。従いまして、随に当宣賀市におきましても相当の最初からの居住者が多さざいまして、市営アパート事業を運営するならば、必ず住宅需の解消にもなるし、又、市の企業としても非常にこの有望だと考えておりますので、本問題について、それを促進して行くお考えがあらわれれるかどうか、又あれば、いかなる障礙にどう云つた構想でされるかについてお伺い致します。

市長～いわゆるこの問題も、先の問題と同じ様に1番さんの、私しも1番さんと同様に宣賀市として、アパートの建設は、今後必要でもあり、又宣賀市の地理的な位置として、非常に有利な場所にあるとこう思い、何とかこれを建議したいとこう思つておつたのであります。これについては、今の所まだここにこう云う計画があると云う具体的な策は持つておりませんが、先ずその道地を求めて、今後よくこれを検討して、これを促進して行きたいとこう思つております

1番～只今の問題につきましては、市長の次年度の政策の中に見当らなかつたのであえてご質問申し上げた訳でございますが、どうしてもこう云つた事業を推進するにはその準備期間にも相当の期間を要しますので、早めに本問題を実現して載ります様にすぐ資料の集復等をやつて頂く様ご要望を申し上げたいと思います。

議長～関連質問があればお願いします。

16番～只今2番目の1番さんのご質問は、今後の宣賀市の、市町村財源の問題として非常に大きな問題じやないかと思つておる訳です。と申しますのは、^{公金}融資公債としましても、それ相當な資金を投じてさせようと云う意向がありますが、しかし、これは市長さんの今後努力目標の中にはございません。これを新年度じやなくして、次年度当りでもその事業前に資料の準備基礎の見聞とかと云うことを行つて考慮されて、実施に移す様なお考えがあるかどうか、その点についてお伺いします。

市長～すぐ次年度と云う確約は出来ませんが、たえず、これについては考えております。まず、道地？

議長～暫休憩致します。（午前11時00分）

によりますと、開金がアパート建築に対しましては、相当融資していると云う話しうを聞いております。頭初は全額融資しておつたらしいんですが、最近個人にも70%までは融資すると云うふうになつておりますが、このアパートの建築融資の条件と致しましては、かなりこの家賃を制約致しまして、相当制限を超えておる様でございまして、本事業を推進するには最もこの市町村事業として取り扱つた方が、そのあらゆる見地から適切だと、云うふうに考えておる訳けであります。従いまして、時に当宜野湾市におきましても相当の最初からの居住者が多うございまして、市営アパート事業を經營するならば、必ず住宅難の解消にもなるし、又、市の企業としても非常にこの有望だと考えておりますので、本問題について、それを促進して行くお考えがあらわれるかどうか、又あれば、いかなる時期にどう云つた構想でされるかについてお伺い致します。

市長～いわゆるこの問題も、先の問題と同じ様に1番さんの、私しも1番さんと同様に宜野湾市として、アパートの建設は、今後必要でもあり、又宜野湾市の地理的な位置として、非常に有利な場所にあるとこう思い、何とかこれを建設したいとこう思つておつたのであります。これについては、今の所まだここにこう云う計画があると云う具体的な案は持つておりませんが、先ずその適地を求めて、今後よくこれを検討して、これを促進して行きたいとこう思つております

1番～只今の問題につきましては、市長の次年度の政策の中に見当らなかつたのであえてご質問申し上げた訳でございますが、どうしてもこう云つた事業を推進するにはその準備期間にも相当の期間を要しますので、早めに本問題を実現して戴きます様にすぐ資料の集収等をやつて貰く様ご要望を申し上げたいと願います。

議長～関連質問があればお願いします。

16番～只今2番目の1番さんのご質問は、今後の宜野湾市の、市町村財源の問題として非常に大きな問題じやないかと思つておる訳です。と申しますのは、開発融公社としましても、それ相当な資金を投じてさせようと云う意向がありますが、しかし、これは市長さんの今後努力目標の中にはございません。これを新年度じやなくして、次年度当りでもその事前に資料の微取敷地の見聞とかと云うことを十二分に考慮されて、実施に移す様なお考えがあるかどうか、その点についてお伺いします。

市長～すぐ次年度と云う確約は出来ませんが、たえず、これについては考えてはおります。まず、適地？

議長～暫休憩致します。(午前11時00)

議長～再開致します。（午前11時05分）

1番～3番の質問を致します。当市におきましては、金蔵の約半数の賃住宅が建られておると聞いておりますけど、その賃住宅の所有の内訳と、地主の内訳それから、各々の課税の内訳について、ご説明願います。

市長～本件については、関係した財政課長の方にその説明的な資料を組みてお答えする様に準備してありますので、変わって、

財政課長～では、私から御説明申し上げます。篆字に変わっていますが、前に塙城頭に取つてあるのではありませんが、今の所、全賃住宅ですね、これが1,074とうですね、これは外人関係の何んであります。それに外人の所有が458とう會わせて1,532とうと云うふうになつております。課税の内容と申しますと、どう云つた様な

1番～外人に對する課税と、沖縄人所有の課税の内容ですね、これが商業に課されておるか、どう云う方法で課税されておるか、又外人所有の住宅に対して適切に課税されておるかどうかそれについて、

議長～暫休憩致します。（午前11時11分）

議長～再開致します。（午前11時30分）

財政課長～よく外人関係の課税について、相当もれがあると云うふうな何んであります。これも中には、課税該れもある訳であります。それでその理由と申しますと、色々調査の機會に、自身的のその建物の調査も拒ばないと、或は調査をしたとしても名前を云わないとか、という様なものが課税。現在の所やられてないと云う様な状態であります。課税については、別に沖縄人所有と、外人所有の差別なく同じ様に賦課している様に思っています。

1番～外人所有の458とうの内、課税していないと云う篆が何とうございますか。

財政課長～それは外の貌は課されないのであります。ほとんど固定資産でありますね、建物ですね、それに土地が外人所有に移つておれば、それも含まれてはおりますが、現在の所、343%、これだけは課税されております。

1番～そうすると、110がまだ課税されてないと云うことになつておりますが、それは、村課の財源の獲得に非常に重要な問題でござります。従いまして調査を拒むとか、調査してもその所有者の名を隠ら

議長～再開致します。(午前11時05分)

1番～3番目の質問を致します。当市におきましては、全島の約半数の賃住宅が建られておると聞いておりますけど、その賃住宅の所有の内訳と、地域別の内訳それから、各々の課税の内訳について、を説明願います。

市長～本件については、関係した財政課長の方にその説明的な資料を揃めてお答えする様に準備してありますので、変わつて、

財政課長～では、私から御説明申上げます。専門に扱わしてありますが、別に地域別に取つてあるのではありませんが、今の所、全賃住宅ですね、これが1,074とうですね、これは外人関係の何んであります。それに外人の所有が458とう合わせて1,532とうと云ふうになつております。課税の内容と申しますと、どう云つた様な

1番～外人に対する課税と、沖縄人所有の課税の内容ですね、これが同業に課されておるか、どう云う方法で課税されておるか、又外人所有の住宅に對して適切に課税されておるかどうかそれについて、

議長～暫休憩致します。(午前11時11分)

議長～再開致します。(午前11時30分)

財政課長～よく外人関係の課税について、相当もれがあると云うふうな何んでありますか、これも中には、課税減れもある訳であります。それでその理由と申しますと、色々調査の場合に、自分のその建物の調査も拒ばむと、或は調査をしたにしても名まえを云わないとか、いう様なものが課税、現在の所やられてないと云う様な状態であります。課税については、別に沖縄人所有と、外人所有の差別なく同じ様に賦課している様に思つています。

1番～外人所有の458とうの内、課税していないと云うのが何とうございまですか、

財政課長～それは外の税は課されないのであります、ほとんど固定資産でありますね、建物ですね、それに土地が外人所有に移つておれば、それも含まれてはおりますが、現在の所、343戸、これだけは課税されております。

1番～そうすると、110がまだ課税されてないと云うことになつておりますが、それは、村税の財源の獲得に非常に重要な問題でござります。従いまして調査を拒むとか、調査してもその所有者の名を明ら

かにしないと、云う理由だけで課税が出来ないと云うことになりますと云うと、それは職務上のたいまんと云う以外にはない訳でございます。この問題をかいせいや誤するには、どう云う具合の方法で解説するか、その具体的、当属の構想についてお伺いしたいと思います。

財政課長～これは、しょつちゆその名前も、所有者の氏名も解らんと云う場合は、何回も行つて調査しておりますが、冒頭この仕事の関係で留守とか云う様なことでお隣の外人に聞くとか、或は中央の誰であつても、そう云つた何が関係されますので、勤務署の方とか、そう云つた何番の建物は、だれの所有であるとか、云う様な方法で向うに行つても、調査の資料を取つて来る様に考えております。

5 番～只今の所有者氏名についてでありますが、外人が建物の所有者である場合にも、土地もその人の所有者であると云うことは、さくまれた場合において余りないはずであります。そこでその地主を調べてその地主が賃してある相手のいわゆる賃借人は誰であるかを調べれば建物の所有者が簡単にわかると云う方法もあるはずですが、そう云う方法を取つたことがありますか、

財政課長～あります。

5 番～ありますか、 はい。
そう云う方法を取つてわかつたのはどの位ありますか、

財政課長～数字はまだ何してないんですが、

5 番～そうすると、先き所有者不眞で課税出来ないと云う件は何件だったですかね、

財政課長～453件の内343件です。

5 番～343けんが所有者が誰であるか分からんため課税されて、

財政課長～課税はすでにされておるんです。

5 番～112けんですか、この112けんと云うのは、これは全部外人所有であることは、わかつておりますか、

財政課長～そうです。

5 番～外人所有であることは、解かつておるが、所有者が誰であるか分からんため課税されてないですか、

かにしないと、云う理由だけで課税が出来ないと云うことになりますと云うと、それは職務上のたいまんと云う以外にはない訳でございます。この問題をかい妙や誤するには、どう云う異合の方法で解説するか、その具体的、当局の構想についてお伺いしたいと思います。

財政課長～これは、しきつちゆその名前も、所有者の氏名も解らんと云う場合は、何回も行つて調査しておりますが、冒頭この仕事の関係で留守とか云う様なことでお隣の外人に聞くとか、或は中央の税であつても、そう云つた何が關係されますので、税務署の方とか、そう云つた何番の建物は、だれの所有であるとか、云う様な方法で向うに行つても、調査の資料を取つて来る様に考えております。

5 番～只今の所有者氏名についてであります、外人が建物の所有者である場合にも、土地もその人の所有者であると云うことは、さくまれな場合において余りないはずであります。そこでその地主を調べてその地主が貸してある相手のいわゆる賃借人は誰であるかを調べれ建物の所有者が専早くわかると云う方法もあるはずですが、そう云う方法を取つたことがありますか、

財政課長～あります。

5 番～ありますか、 はい。
そう云う方法を取つてわかつたのはどの位ありますか、

財政課長～数字はまだ何してないんですが、

5 番～そうすると、先き所有者不明で課税出来ないと云う幹数は何幹だつたですか、

財政課長～458幹の内343幹です。

5 番～343けんが所有者が誰であるか分からんために課税されて、

財政課長～課税はすでにされておるんです。

5 番～115けんですか、この115けんと云うのは、これは全部外人所有であることは、わかつておりますか、

財政課長～そうです。

5 番～外人所有であることは、解かつておるが、所有者が誰であるか解からんために課税されてないですか、

財政課長～はい。

5番～そうすると、115けんの内、先きのいわゆる地主が誰であるかなんか調査を進めておるんですか、

財政課長～ええ、やつております。

5番～この115けんを調べるのに大体どの位の日数があれば出来ますか
私の考えでは1週間じやあり余るぐらいと思いますがね、

財政課長～それは一言で何日かかると云うことはちよつと云えないと思いますがね、

5番～いや、やる産業があれば、一週間では出来るはずですがね、

財政課長～それはですね、

5番～もし出来ない場合ですが、仮りに出来ない場合と云うのは、それは色々理由があるかも知れません、忙がしくて、或はその他調査上の実情の件ですね、そう云つた面から第3者に請負された方がいいと考えたことはないですか、

財政課長～調査の請負ですか、

5番～はい、調査の請負

財政課長～そう云うことは、

5番～考えたこともない。

財政課長～ないです。

5番～はい、いいです。

1番～今先のとうの内訳をちよつと、

議長～暫休憩をします。（午前11時40分）

議長～再開をします。（午前11時41分）

1番～4番は後にしまして、5番の問題に入ります。去つた12月の議会におきまして建設課長の答弁の中に都計事業のこの区画整理事業が大体今年の3月頭までには認可出来ると云ふふうなご答弁でございましたが、前に建設課長の意向からしました所、これが来年の3月

財政課長～はい。

5 番～そうすると、115けんの内、先きのいわゆる地主が誰であるかなんか調査を進めておるんですか、

財政課長～ええ、やつております。

5 番～この115けんを調べるのに大体どの位の日数があれば出来ますか
私の考えでは1週間じゃあり余るぐらいと思いますがね、

財政課長～それは一言で何日かかると云うことはちょっと云えないと思いま
すがね、

5 番～いや、やる意志があれば、一週間では出来るはずだすがね、

財政課長～それはですね、

5 番～もし出来ない場合ですが、仮りに出来ない場合と云うのは、それは
色々理由があるかも知れません。忙がしくて、或はその他調査上の
実施の件ですね、そう云つた面から第3者に請負された方がいいと
考えたことはないですか、

財政課長～調査の請負ですか、

5 番～はい、調査の請負

財政課長～そう云うことは、

5 番～考えたこともない。

財政課長～ないです。

5 番～はい、いいです。

1 番～今先のとう数の内訳をちょっと、

議長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議長～再開致します。(午前11時41分)

1 番～4番は後にしまして、4番の問題に入ります。去つた12月の議会
におきまして建築課長の答弁の中に都計事業のこの区画整理事業が
大体今年の8月頃までには認可出来ると云うふうな答弁でござい
ましたが、前に建設課長の意向からしました所、これが来年の3月

頭に延びると云う様なご回答でございましたので、それがどう云う
ぐあいにどう云う理由でこの遅延しているかですね、又その促進する
ためにどう云つた対策をお持をですか、それについてお伺いします。

市長～この問題につきましては、一様市の方からその書類を準備して提出
したのであります。その書類が不備と云うか、これでは不充份だから、
画面も一様作りかえて出す様にと云うことで返えされて延びておる様でありますので、尚その詳い点については、課長の方から
補足して戴きます。

建設課長～私の方から、書類の提出についてご説明申し上げます。一様当局としましては、2月の定期会で、決定になりました資料を政府の方に提出すべく、その打合せをしに来た訳です。この時に、政府の方の意向としましては予算来までは、提出の方法が、非常に簡単であつたのであります。所が今面になつてから、政府の方針が変わらまして、これは政府の方の係長のお話であります。各専門の委員会と云いますか、そう云うものを職員の中で作つて、更にその提出した書類について、現地を調査して、この書類を受付観るとそう云うふうな方法に変つて来た訳でございます。そうなりますと、我々持つて行つた書類は、或る程度画面の小さい概略的な所があつたのであります。それから不充份だと云うことになりまして、更に画面の大きいものに記載をして現地に行つても、わかりやすい様な要望がありまして、一様さがつて来た訳であります。その画面を作成するに当りましては、現在の画面よりも、更に現地において現状を部分まで記載しなければならないと、そう云う様な状態になつた訳でございます。この調査がまだ出来てないために、この提出は遅れております。それから都市計画の推進の遅延でございますが、これは前に法定の決定の内容とも少し関連しますが、尚又3月から4月に行つて、事務の引継ぎをやつた訳でございますが、それはちよつと手数がかかつたもんですから、そのためには総務課にもいくらか遅れております。それから対策と云うことになつておりますが、その対策につきましては、現状を踏まえまして、専門員の意見を参考しております。それは2名でございますが、更に自動車二台を基礎調査の迅速を考慮と云う意味で購入する予定にしております。以上であります。

1

1番～対策について、2名の専門員と事務能力を尽すと云う意味で、自動車
1台を購入すると云うことでございますが、これだけの専門員と、指導力の強化でこの都計の推進を充份にカバー出来るお考えでありますか。

建設課長～現在、都市計画の計画におきましては調査の方が大部分を現在示
ておる訳でございます。それでこの調査に当りましては、現在の
職員を充份に、ふるに調査に当らしてなければ調査の方もある程度は

頃に延びると云う様なご回答でございましたので、それがどう云う
ぐあいにどう云う理由でこの遅延しているかですね、又その促進す
るためにはどう云つた対策をお持をですか、それについてお伺いしま
す。

市長～この問題につきましては、一様市の方からその書類を準備して提出
したのでありますが、その書類が不備と云うか、これでは不充分だから、
図面も一操作りかえて出す様にと云うことで返えされて延びて
おる様でありますので、尚その無い点については、課長の方から
補足して聽きます。

建設課長～私の方から、書類の提出についてご説明申し上げます。一様当局
としましては、2月の定例会で、決定になりました資料を政府の方
に提出すべく、その打合せをしに来た訳です。この時に、政府の方
の意向としましては大体来までは、提出の方法が、非常に簡単であ
つたのであります。所が今圓になつてから、政府の方針が変わりま
して、これは政府の方の係長のお話であります。各専門の委員会と云
いますか、そう云うものを職員の中で作つて、更にその提出
した書類について、現地を調査して、この書類を受付だとそう云
うふうな方法に変つて來た訳でございます。そうなりますと、我々
持つ行つた書類は、或る程度図面の小さい概略的な所があつたので
あります。それから不充分だと云うことになります。更に図面の
大きいものに記載をして現地に行つて、わかりやすい様な要望が
あります。一様さがつて來た訳でありますが、その図面を作成するに
当りましては、現在の図面よりも、更に現地において明確な部
分まで記載しなければならないと、そう云う様な状態になつた訳で
ございます。この調整がまだ出来てないために、この提出は遅れて
おります。それから都市計画の推進の遅延でございますが、これは
前に法定の決定の内容とも少し関連しますが、尚又3月から4月に
行つて、事務の引継ぎをやつた訳でございますが、それはちよつと手
数がかかつたもんですから、そのために相対的にもいくらか遅れて
おります。それから対策と云うことになつておりますが、その対策
につきましては、現地事務量に對して、尚職員の増員を考えてお
ります。それは2名でございますが、更に自動車一台を基礎調査の迅速を
と云う意味で購入する予定にしております。以上であります。

1

1番～対策について、2名の増員と事務能力を尽すと云う意味で、自動車
1台を購入すると云うことでございますが、これだけの増員と、指
導力の強化でこの都計の推進を充分にカバー出来るお考えでありますか。

建設課長～現在、都市計画の計画におきましては調査の方が大部分を現在示
めておる訳でございます。それでこの調査に当りましては、現在の
職員を充分に、ふるに調査に当らして行けば調査の方もある程度は

充分とはいいかねますが、行けると思います。それから職員の増加が2名加わっておりますから、専門家の面も能率が上がると思います。

3番～今課長さんから、遅れた理由が延べられておりますが、その件につきまして、その認可は何回認可なるかと云う様な見通しですかどうお考えておられますか？

建設課長～現在政府に提出しようとする書類は、10件を準備しておりますそして、それは全部同時に提出する訳でございますが、これは6ヶ月位までには提出できると思つております。

3番～そうなれば、少なくとも7月一つ早いには届来ますか？

建設課長～図面の調整及び現地において一部測量がありますから、そのため6ヶ月後になると想います。

3番～現地の現地測量ですか？
6月以後と云ふふうになると、12月以後になりますが？

建設課長～只今の問題でございますが、これは法規決定と云う場合と、それから現在の事業でございますが、事業は平行してやつておりますから、もし。その中で早急に事業が決定すれば、事業も考えております。その法規決定は、これは書類としては、その附録に提出する訳ですが、附録がその中で、もし事業として認可されるものが届来ましたら、その区分にだけでも、事業として推進する訳です。
と云うのは、道路計画にしても、その案件の中には、26種類の許認がありますが、その中でも必要にして重要と云う意味で早急にやるのが届来た場合は、その1本にかぎつても事業は進める。

3番～法規決定までに附つて、新しいその決定区域内で、或は都市計画区域内で、道路を決定する場合に異して自効の所、或は周囲から得られる訳けですか？
そう云う面をして得られなくても、その事業をやると云うお考えてあるか、我々としては、法規決定にもつて行つて法の力で是非都計に圖わさせて、一諸に平行してやられねばならないと思うが、しかしながら、法規決定まで行かんでも事業の認可があつてやれば、別の方法でやりたいと云う様をお考えであるのか。
こうなつた場合は、地主との関連とか、そう云うのが出来てくると思いますが、それはうまく行くと思いますか？

建設課長～この事業の方法ですか？それまでには、あらゆる施設の関係は、整備してから事業に移りたいと思っています。

5番～只今の3番議員の質問に対する答弁を聞いておりましても、まだス

充分とはいいかねますが、行けると思います。それから職員の増加が2名加わっておりますから、尙事務の面も能率が上がると思います。

3番～今課長さんから、遅れた理由が延べられておりますが、その件につきまして、その認可は何回頃認可なるかと云う様な見通しですかどうお考ておられますか、

建設課長～現在政府に提出しようとする書類は、10件ご準備しておりますそして、それは全部同時に提出する訳でございますが、これは6月位までには提出できると思つております。

3番～そうなれば、少なくとも7月一つばいには出来ますか、

建設課長～図面の調整及び現地において一部測量がありますから、そのためには6ヶ月後になると思ひます。

3番～現地の現地測量ですか、

6月以後と云ふうになると、12月以後になりますが、

建設課長～只今の問題でございますが、これは法定決定と云う場合と、それから現在の事業でございますが、事業は平行してやつておりますから、もし、その中で早急に事業が決定すれば、事業も考ておりまます。その法定決定は、これは書類としては、その時分に提出する訳ですが、所がその申で、もし事業として認可されるものが出来ましたら、その区分にだけでも、事業として推進する訳です。

と云うのは、道路計画にしても、その案件の中には、26標本の幹線がありますが、その中でも必要にして重要と云う意味で早急にやるのが出来た場合は、その1本にかぎつても事業は進める。

3番～法定決定までに附けて、新しいその決定区域内で、或は都市計画区域内で、道路を決定する場合に果して自分の所、或は周囲から得られる訳けです、そう云う面をして得られなくても、その事業をやると云うお考であるか、我々としては、法定決定にもつて行つて法の力で是非都計に圖わさせて、一諸に平行してやらねばならないと思うが、しかしながら、法定決定まで行かんでも事業の認可があつてやれば、別の方法でやりたいと云う様なお考であるのか、こうなつた場合は、地主との関連とか、そう云うのが出来てくると思ひますが、それはうまく行くと思ひますか、

建設課長～この事業の方法ですか、それまでには、あらゆる施設の関係は、整理してから事業に移りたいと思ひます。

5番～只今の3番議員の質問に対する答弁を聞いておりまして、まだ々

くちをつかむ様ですつきりした感は致しませんそこで、施政方針のプリントの3枚目の中から17行目の船について、市長に質問致します。都計画と区画整理事業については、今年中に事業実施が出来る様にその基本計画を完成する予定であります。そして期日ように書いてありますが、この中で今年中にと云うのは、事業の実施にかかるのか、基本計画だけにかかるのか明確にして戴きたい。

市長～その場合には、基本計画であります。それから事業においては、今3番さんの質問とも関連すると思いますが、どうしても法定決定を持つて行かなければ、進められない様な事業が出て来るし、そうでもなくとも進められる様なものが出て来ると思います。例えば、続行しておる臨水工事にしても、これも、一般土木としてやるんですけども、これも、都計の一環として、道路にしてもありますし、尚更生産地城の農道にしても、これも都計の性格とマッチさせる様に進めますし、こう云うものは、こう云う法的決定が出来ないままにでも進めて行ると想います。先きのお話しの様に、どうしても地主の了解を得て、それがうまく行かない様なあい路が出て、その進められんときには、法定決定をまつ外にはないと想います。只今の3番さんの質問と両方、向うも計画だけで仕事をやらないのがと云うと質問の様に受けたまわりまして、当面としては、そう云う考えであります。左様御了承願います。

3番～このいわゆるはつきりここに書かれています施政方針では、事業実施に着手すること。それ事業も、本年中になすと云うことが、印紙を受けますが、その文の意味はそうじやない訳ですが、つまり本年度でやりたい予定は、基本計画を完成すると云う、このことだけが本年中でやる予定ですか、では、詳り底したが、この基本計画を完成すると云うとの内には、マスター・プランの認可申請までですかそれとも認可申請に対して、認可が得て、法定決定まで含まれますか。

市長～それについては、どんなことを得るかについては、どんなものをやるかについては、基本計画と云うことと、どんなことをやるかは、3枚目の方に建設課の一般土木と。それから区画、都計、それから区画整理事業に分けて、こんなことをやると云うことを課の方で案を作つて準備しております。

3番～これは、誰本計画を完成すると云うこの船の探しやくは、マスター・プランの政府に対する認可申請の手続を完ると云うことも含まれますか、含まれる訳ですか、そうすると先の3番議員に対する課長の答弁は、大体6ヶ月と云ふうに答弁していますが、本年中と6ヶ月とはこれは一致しないと云ふうにあります。市長の施政方針ではマスター・プランの認可申請は、本年中に完了すると云うふうなことである。しかし、先きの課長の説明では、答弁には、6ヶ月か

くもをつかむ様ですつきりした感は致しませんそこで、施政方針の
ブリーフィングの3枚目の上から17行目の軸について、市長に質問
致します。都市計画と区画整理については、今年中に事業実施が出来
る様にその基本計画を完成する予定であります。そして明りよう
に書いてありますが、この中で今年中でと云うのは、事業の実施に
もかかるのか、基本計画だけにかかるのか明確にして載きたい。

市長～その場合には、基本計画であります。それから事業においては、今
3番さんの質問とも関連すると思いますが、どうしても法定決定に
持つて行かなければ、進められない様な事業が出てくるし、そうで
なくとも進められる様なものが出て来ると思います。例えば、続行
しておる配水工事にしても、これも、一般土木としてやるんですけど
れども、これも、都計の一環として、道路にしてもありますし、尚
又生産地域の農道にしても、これも都計の性格とマッチさせる様に
進めますし、こう云うものは、こう云う法的決定が出来ないままに
でも進めて行くと思います。先きのお話しの様に、どうしても地主
の了解を得て、それがうまく行かない様なあい路が出て、その進め
られんときには、法定決定をまつ外にはないと思います。只今の5
番さんの質問と両方、向うも計画だけで仕事をやらないのがと云う
ご質問の様に受けたまわりまして、当局としては、そう云う考え方
がありますが左様御了承願います。

5番～このいわゆるはつきりここに書れぬおります施政方針では、事業実
施に着手すること、それ事態も、本年中になすと云うことが、印象
を受けますが、その文の意味はそうじやない訳ですな、つまり本年
度でやりたい予定は、基本計画を完成すると云う、このことだけが
本年中でやる予定ですか、では、解りましたか、この基本計画を完
成すると云うことの内には、マスター・プランの認可申請までですか
それとも認可申請に対する、認可が得て、法定決定までも含まれま
すか、

市長～それについては、どんなことを得るかについては、どんなものをや
るかについては、基本計画と云うことで、どんなことをやるかは、
5枚目の下の方に建設課の一般土木と。それから区画、都計、それ
から区画整理に分けて、こんなことをやると云うことを課の方で案
を作つて準備しております。

5番～これは、基本計画を完成すると云うこの軸の解しやくは、マスター
・プランの政府に対する認可申請の手続を完ろと云うことも含まれま
すか、含まれる訳ですか、そうすると先の3番議員に対する課長の
答弁は、大体6ヶ月と云うふうに答弁していますが、本年申と6ヶ月
とはこれは一致しないと云うふうになりますが、市長の施政方針
ではマスター・プランの認可申請は、本年中に完了すると云うふうな
ことである。しかし、先きの課長の説明では、答弁には、6ヶ月か

かると、6ヶ月と云うのは、7月、8月、9月、10月、11月、12月？

市長～本年申と云うのは、6ヶ月の遅いがあります。

5番～いや、私が聞きたいのは、それは予定と云うふうになつておりますが、どうしてもそれまでにはやれる自信がありますか。

市長～その予定には、確かにあつての予定でありますので、

5番～なぜかと申しますと、前からやる予定である予定が、予定だけいつも引きのばされて来て、いつまで引きのばされるか、非常に不安を感じます。そこでこの予定なるものが、くせものですから、今年申で予定を予定通りなしとげる意欲がありますか、

市長～はい。

3番～只今のご答弁の中にもあります、先き課長さんから2名増員してなさると云うことでありますが、我々は、法定決定を一日も早く行がねがなわらなければなりません。例えば新規の登記の問題、いろんな又開拓地の登記の問題も、法定決定後でなければ出来んと云うふうに大きな仕事がひかえておりますので、何事でも、まつと云うこと自体が非常におかしいんじやないかと、一日も早く法定決定にもつていかなければなすべきのが早くなすのが、道じやないかと思いますが、もう少し人員を増しても早く出来ないもんか、人員を増員して出来ないもんかどうか、

建設課長～只今のご質問は、非常に結構なご質問でございますが、現在の段階では調査設計は先きも申した様に、市でありますので、その調査設計は全面的にかかるものと、都労向にかかるのもございますので早急に動員すると云うことは、場合によつては可能じやないかと思います。

9番～遅延した理由と致しまして、方法が変わつて来たために、ちよつとおくれたと云う様なご説明だつたんですが、方法がどう云うふうに変わつてているのか、今までの方法と、又今まで新しい方法がかわつて來たか、

建設課長～政府の方では、これまで提出された都市計画の決定資料は、大体画面の制約は受けてなかつた訳であります。例えば300分でもいいし、600でもいいし、10,000でもいいと云うふうにして画面の尺度も決めてないし、それから向うの取り扱いの方法としましても、どう云うふうに取扱うと云う基本的なものがなかつた訳です。それを考慮して審議をし、現地においては、まだぼく然と

かると、6ヶ月と云うのは、7月・8月・9月・10月・11月・12月？

市長～本年申と云うのは、6ヶ月の遅いがあります。

5番～いや、私が聞きたいのは、それは予定と云うふうになつておりますが、どうしてもそれまでにはやれる自信がありますか。

市長～その予定には、確かにあつての予定でありますので、

5番～なぜかと申しますと、前からやる予定である予定が、予定だけいつも引きのばされて来て、いつまで引きのばされるか、非常に不安を感じる訳であります。そこでこの予定なるものが、くせものですから、今年申で予定を予定通りなしとげる意欲がありますか。

市長～はい。

3番～只今のご質問の中にもありますが、先き課長さんから2名増員してなさると云うことであります、我々は、法定決定を一員も早く行がまげなわらなけりや、例えば新城の登記の問題、いろんな又開放地の登記の問題も、法定決定後でなければ出来んと云うふうに大きな仕事がひかえておりますので、何事までも、まつと云うこと自体が恵みが非常におかしいんじやないかと、一員も早く法定決定にもつていがたつてなすべきのが早くなすのが、道じやないかと思いますが、もう少し人員を増してでも早く出来ないもんか、人員を増員して出来ないもんかどうか、

建設課長～只今のご質問は、非常に結構なご質問でございますが、現在の段階では調査設計は先きも申した様に、市でありますので、その調査設計は全面的にかかるものと、部分的にかかるのもございますので早急に動員すると云うことは、場合によつては可能じやないかと思います。

9番～遅延した理由と致しまして、方法が変わつて来たために、ちよつとおくれたと云う様なご説明だつたんですが、方法がどう云うふうに変わつてているのか、今遅までの方法と、又今度新しい方法がかわつて来たか、

建設課長～政府の方では、これまで提出された都市計画の決定資料は、大体画面の制約は受けてなかつた訳であります。例えば300分でもいいし、600でもいいし、10,000でもいいと云うふうにして画面の尺度も決められてないし、それから向うの取り扱いの方法としましても、どう云うふうに取扱うと云う基本的なものがなかつた訳です。それを受理して審議をし、現地においては、まだばく然と

しておると云うのが現状でございます。所が今度の場合はその方法をかえて向うの事業の強化と云う面で、専門委員を作ると云うような話しまで出て来た訳です。それで、この専門の委員の方々はその労働において、現地を調査し、調査する訳でございますから、日数もある程度かかると思います。それから現地において取りようであるかどうか、それから、もし決定された場合に、その法律的な効果がすぐ現地においてはかると、又別の問題があつても、その分野がつきやすい様にと云う訳で、非常に検討する訳であります。それだけの追いで、大脅事業にも、向うの事業の強化もあるし、こちらとしても、安易に今まで通りは出来なくなつたと云うことになります。

12番～その都市計画書類がですか、政府に提出されたのは何月何日ですかそれから最初とくわしく書いてといとさし戻されたその月日ですね、それをお伺いします。

建設課長～これは、日目はおぼえておりませんが、これはこちらから出ていつて書類を持つていつたのが2回でございます。それから電話で問い合わせ書類の連絡は3～4回

12番～提出したその期日はわからない訳ですか、

建設課長～これはちょっと、

3番～課長さんは、現地測量をするために、それだけ出すと云つたおりますが、去年の予算で1万何千円かで請負させたあの測量と今度の又更にやると云うこの測量との追いでですか、現年度予算で測量費をあてた土地料と、今度新しく更に図面を作りかえなけやいかんと云う面の測量の際、あれによつて出来なかつたもんか、この件について

建設課長～現地測量の方でございますが、これは去年度やつた測量が4月、2月と行つております。それは大部分が東海岸の一帯に沿た両地域でございます。

3番～今度の分はそうじやないですか、

建設課長～今度の分は、稲葉、大庭、真栄原とそう云つた順です。

3番～全地域でないと認可しないと云うことですか、済んだ所から遙く次認可と云うことは出来ないもんですか、或は全宜野湾市全体を許ないで出来ないもんか、

建設課長～これは施設の都市計画の提出される決定決定の施設のくるう地域は測量を詳んでなければいけないと、

しておると云うのが現状でございます。所が今度の場合はその方法をかえて向うの事務の強化と云う面で、専専問吏員を作ると云うような話しまで出て来た訳です。それで、この専問の委員の方々はその分野において、現地を調査し、調査する訳でございますから、日数もある程度かかると思います。それから現地において明りようであるかどうか、それから、もし決定された場合に、その法律的な効果がすぐ現地においてはかると、又別の問題があつても、その分別がつきやすい様にと云う訳で、非常に検討する訳であります。それだけの違いで、大分事業にも、向うの事務の強化もあるし、こちらとしても、安意に今まで通りは出来なくなつたと云うことになります。

12番～その都市計画書類ですか、政府に提出されたのは何月何日ですか
それから最初とくわしく書いてこいとさし戻されたその月日ですね、それをお伺いします。

建設課長～これは、毎日はおぼえておりませんが、これはこちらから出ていつて書類を持っていつたのが2回でございます。それから電話で問い合わせ事務の連絡は3～4回

12番～提出したその期日はわからない訳ですか、

建設課長～これはちょっと、

3番～課長さんは、現地測量をするために、それだけ出すと云つておりますが、去年の予算で1万何千かで請負させたあの測量と今度の又更にやると云うこの測量との違いですか。現年度予算で測量費をあてた土地料と、今度新しく更に図面を作りかえなけやいかんと云う面の測量の際、あれによつて出来なかつたもんか、この件について

建設課長～現況測量の方でございますが、これは去年度やつた測量が48.2%と行つております。それは大部分が東海岸の一號線に沿た両地域でございます。

3番～今度の分はそうじやないですか、

建設課長～今度の分は、猪股・大齋名・真栄原とそう云つた順です。

3番～全地域でないと認可しないと云うことですか、済んだ所から遅く次認可と云うことは出来ないもんですか、或は全宜野湾市全体を済ない出来ないもんか、

建設課長～これは施設の都市計画の提出される該定決定の施設のくるう地域は測量を済んでなければいけないと、

施設ごとになります。それから事業ごとになります。それからもう一点ありますが、その外に更に水準測量をやる様に予定しております。前年度は水準の測量はやつてない訳であります。今年から水準測量も一部やる様にしてあります。

3番～水準測量をするための予算化と云うのは、こう云うのは予算処置がされていますか？

建設課長～今年度議題であります。

19番～法約うら付によつて建物をさせいして行くと云うこと、現状では、その建物実体を規制する何等法約根きよもないと云うことで当属 자체も非常にお困であるとこう推測しております。いわゆる規制する根きよがないといった場合に、恒久的な建物がじやん々建てられるとの建てられる地盤か、将来の都計道路に當ると云つた場合にどう云うふうにされておるか、又よしん試法定決定までは、至らなくともそう云つた建物事態をいつまでも延々させて、建させないということは個人の損失もばく大なものであると、こう推察した場合にき道の通るべき部分に対して、くいを打ちそれに對してくいを打つて行くと云つた様な考え方でそう云つた土地を利用したい方々の便宜をはかる意味があるかどうか？

建設課長～土地利権者に對して、制限でございますが、これは今の法定決定と云う問題を早急にやりまして、それを制限したいと思います。そしてその間、地主の利用の状況を開いて、その利用状況によつて指導し、もしくは制限されることを向うに要望したいと思います。以上であります。

19番～現段階において、隣属その道路地になるべき所ですね、いわゆるレベルをですね、開示して行つてですね。そう云つた建物を出来てしまわないと、よしん試法定建物を作るにしてもですね、その人がいわゆる将来困らない様にですね、そう云つた処置ですね、例えば、これは賃貸の場合でありますけれども、そこにいわゆるレベルが落ちていない故に家を作つてしまつたと、今後その道路が下がるんだと云つた場合ですね、住宅の場合はそれは構いませんでしようけれども、それがいわゆる何か營業向ですか、建物であつた場合にその道路と隣属家とのその高さを5尺も6尺も取らないと云う様な結果におこりがちであります。そう云つた点をです、考えてあげると云う観点からでも、そう云つた道路が通る所においてはですね、そう云つた様なくいを打つて上げると、云うだけの構心があつて欲しこう云う意味でございます。

建設課長～この建築物の公示に附する高さでございますが、これはあの現在

施設ごとになります。それから事業ごとになります。それからもう一点ありますが、その外に更に水準測量をやる様に予定しております。前年度は水準の測量はやつてない訳であります。今年から水準測量も一部やる様にしてあります。

3番～水準測量をやるための予算化と云うのは、こう云うのは予算処置なされていますか？

建設課長～今年度出ております。

19番～法的うら付によつて建物をさせいして行くと云うこと、現状では、その建物自体を規制する何等法的根きよもないと云うことで当局自体も非常にお困であるところ推測しております。いわゆる規制する根きよがないといった場合に、恒久的な建物がじやん々建てられるところ建てられる地域か、将来の都計道路に当ると云つた場合にどう云うふうにされておるか、又よしんば法定決定までは、至らなくともそう云つた建物事態をいつまでも延々させて、建させないと云うことは個人の損失もばく大なものであると、こう推察した場合に既幹道路の通るべき部分に対し、くいを打ちそれに対していくを打つて行くと云つた様な考え方でそう云つた土地を利用したい方々便宜をはかる意図があるかどうか、

建設課長～土地利用者に対して、制限でございますが、これは今の法定決定と云う問題を早急にやりまして、それを制限したいと思います。そしてその間、地主の利用の状況を聞いて、その利用状況によって指導し、もしくは制限されることを向うに要望したいと思います。以上であります。

19番～現段階において、結局その道路地になるべき所ですね、いわゆるレベルをですね、明示して行つてですね、そう云つた建物を出来てしまわないと、よしんば将来建物を作るにしてもですね、その人がいわゆる将来困らない様にですね、そう云つた処置ですね、例えば、これは新城の場合でありますけれども、そこにいわゆるレベルが落ちていない故に家を作つてしまつたと、今後その道路が下がるんだと云つた場合ですね、住宅の場合はそれは構いませんでしようけれども、それがいわゆる何か営業的なですか、建物であつた場合にその道路と結局家とのその高さ差5尺も6尺も取らないと云う様な結果におこりがちであります。そう云つた点をです。考えてあげると云う親心からでも、そう云つた道路が通る所においてはですね、そう云つた様なくいを打つて上げると、云うだけの親心があつて欲しこう云う意味でございます。

建設課長～この建築物の公示に対する高さでございますが、これはあの現在

の取つて来た方法はその箇薦申請の場合はにその高さを取えるのと、それからもう一つは、あの実際に現地がよく高さがわかつてないと云う場合は、役所の方から、直接職員が現場立会の形で出ております。所がこれはあくまでも応急措置でございますので、これからは計画を立てて、はつきりした線をうち図したいと考えております。

10番～去つた2月の定期会において、6月には法定換算にもつていて、そして11月からは実施に移すと云うお答をなされておりましたがその關係はいわゆる規則に進つて我々と云う説明をもちまして、よくわかりましたが、その進つた点については、いわゆる提出して初めてわかつたのであるか、それから後の内審規程において、政府の中に訴えられたのであるのか、いわゆる單なる政府としては、通常において、その圖面かれこれの書類が提出方が進つておるのか、その点を説明を願いたいと思います。

建設課長～今の提出書類についての政府の審議のあり方でございますが、これは我々がその書類を持ち、それで向の指示をあおぐために行つた承認でございますが、その時まで私達はわからなかつたと、所が政府としては、それをまだ打ち出してなかつた訳でございます。それを持つて待つて始めて、実はこう云うふうな方法で行きたいと云う様な向うのいえは、考えたことを話して下されたと云うふうになりますと云いするのは、向う自体がまだ指示をした訳でもないし、向これからこう云うふうなあり方で行こうと云うふうな方法を今度の場合適用しようと言ふうな考え方じやなかつたかと思います。

10番～只今のご説明では、向こうから指示がなかつたと伝達は取れなかつたと云うふうに受け取られるんですが、それでいい訳ですか？

建設課長～我々がその書類を持つて行つた時に、向からの指示をあおぐと云うのと、それからその指示によつて、当局に出すと云うのが、ねらいであります。

10番～だから今のものは、向うの指示をあおぐと、その点はよくわかつておりますが、これを作成するまでに、何んの速略も取つて見なかつたと云う訳ですか、いわゆる提出して貰めてわかつたと云うんでしょう、それまでには、つくまでには何んの速略もなくて、いわゆるこう云う書類を作つて送りになつたと云う結果になつたと云うあれでしょう。

建設課長～あらかじめ行くべき再三強くべきでござりますが、そこまではやつてなかつたんです。

3番～法定換算が何日になるのか、予想はつかないと、又何時になるか分

の取つて来た方法はその建築申請の場合にその高さを教えるのと、それからもう一つは、あの実際に現地がよく高さがわかつてないと云う場合は、復所の方から、直接職員が現場立合の形で出ております。所がこれはあくまでも応急措置でござりますので、これからは計画を立てて、はつきりした線をうち当したいと考えております。

10番～去つた2月の定期会において、6月には法定決定にもつていつて、そして11月からは実施に移すと云うお答をなされておりましたがその関係はいわゆる規程に遅つて伝えと云う説明をもちまして、よくわかりましたが、その遅つた点については、いわゆる提出して初めてわかつたのであるか、それから後の内容規程において、政府の中に改正されたのであるのか、いわゆる單なる政府としては、適用面において、その画面かれこれの書類が提出方が違つておるのか、その点を説明を願いたいと思います。

建設課長～今の提出書類についての政府の審議のあり方でございますが、これは我々がその書類を持ち、それで向の指示をあおぐために行つた誤訳でございますが、その時まで私達はわからなかつたと、所が政府としては、それをまだ打ち出してなかつた訳でございます。それを持つて行つて始めて、実はこう云うふうな方法で行きたいと云う様な向うのいえば、考えたことを話して下れると云うふうになりますと云いいますのは、向う自体がまだ指示をした訳でもないし、向これからこう云うふうなあり方で行こうと云うふうな方法を今度の場合適用しようとして云うふうな考え方じやなかつたかと思います。

10番～只今のご説明では、向こうから指示がなかつたと伝達は取れなかつたと云うふうに受け取られるんですが、それでいい訳ですか？

建設課長～我々がその書類を持って行つた時には、向からの指示をあおぐと云うのと、それからその指示によつて、当局に出すと云うのが、ねらいであります。

10番～だから今のものは、向うの指示をあおぐと、その点はよくわかつておりますが、これを作成するまでに、何んの連絡も取つて見なかつたと云う訳ですか、いわゆる提出して初めてわかつたと云うんでしよう。それまでには、つくまでには何んの連絡もなくて、いわゆるこう云う書類を作つて遅いになつたと云う結果になつたと云うあれでしよう。

建設課長～あらかじめ行くべき再三行くべきでございますが、そこまではやつてなかつたんです。

3番～法定決定が何日になるのか、予想はつかないと、又何時になるか分

らないと云うことも考えられるやそれにつきまして、住民はそれを一日も早く望んでおります。現在大諏名において、公有水面にせよ個人に家を建ててスラブを立てておるんだが都落としても、この面に区画整理と云う面に非常に協力的でもございますが、市として、法定決定にもつて行くんでも任意組合を作つてある程度、区画整理を進めていると法定決定もやると、市でそれに沿つて議決すると云う様なお考えはもつておられんかと、そう云うことが可能であるかどうか、その点を説明願います。

建設課長～任意組合の玄へば発足でありますから、そう云うことは、後所の方としては考えておりません。

3番～実際、可能であるかどうか、

建設課長～組合 자체で推進させる場合に非常に課点が多いと云う関係で、無理な事業にはなりませんかと思います。

1番～都計の推進につきましては、一般住民の理解と協力が最も必要なことだとさざいます。市長もその政策の一環としてこれを上げておる訳でございますが、この住民の理解と協力を求める上云う意味から大諏名地域におきましては、任意組合で都計を推進して行くと云う段階に一昨年あつた訳でございますが、これを市当局の方で法定決定後、民間企業としてやると云うことで、この任意組合の決定を待たずして法定決定後市の都計事業として推進していくという様なことでその任意組合の区画整理事業が法定決定まで急にさえておつた様な状況にある訳でございますが、今度の遅延につきまして、来年に延びると云うことでございますので、その遅延した理由を充分に地域住民に理解せしめて協力を求める上云う意味から大諏名地域におけるこの地域住民にそろ云つた懇談会或は説明会を持つお考えはないかそれについてお伺いします。

建設課長～現在の区画整理事業でございますが、これは事業認可を受ける前にこちらとしては、その区画整理の事業内容及び、その方法を機会をもつて説明会をもちたいと思つております。

1番～本市の市性格にともないまして、都計の問題は、最大の感心であり又最も重要な問題でございます。従いまして都計の推進期間は本市の経済発展と本市の今後に最も直接影響をもつて寄せておる訳でございまして、この都計を担当しておられる建設課長と致しまして今後本問題の重要性とその意義を再認識下さいまして一日も早く都計がスムーズに持つていかれるよう努力をなされるようご要望申し上げます。

議長～暫休憩をとります。(午後零時10分)

らないと云うことも考えられるせそれにつきまして、住民はそれを一目も早く望んでおります。現在大謝名において、公有水面にモザイクで家を建ててスラブを立てておるんだが部落としても、この面に区画整理と云う面に非常に協力的でもございますが、市として、法定決定にもつて行かんでも任意組合を作つてある程度、区画整理を進めていると法定決定もやると、市でそれに沿つて組織すると云う様なお考えはもつておられんかと、そう云うことが可能であるかどうか、その点を説明願います。

建設課長～任意組合のうえは発足であります、そう云うことは、後所の方としては考えておりません。

3 番～実際、可能であるかどうか、

建設課長～組合自体で運営させる場合に非常に難点が多いと云う関係で、無理な事業にはなりませんかと思います。

1 番～都計の推進につきましては、一般住民の理解と協力が最も必要なことでございまして、市民もその政策の一環としてこれを上げておる訳でございますが、この住民の理解と協力を求める上云う意味から大謝名地域におきましては、任意組合で都計を推進していくと云う段階に一作年あつた訳でございますが、これを市当局の方で法定決定後、民間企業としてやると云うことと、この任意組合の決定を待たして法定決定後市の都計事業として推進していくという様なことでその任意組合の区画整理事業が法定決定まで急にさえておつた様な状況にある訳でございますが、今後の遅延につきまして、来年に延びると云うこととござりますので、その遅延した理由を充分に地域住民に理解せしめて協力を求める上云う意味から大謝名地域におけるこの地域住民にそう云つた懇談会或は説明会を持つお考えはないかそれについてお伺いします。

建設課長～現在の区画整理事業でございますが、これは事業認可を受ける前にこちらとしては、その区画整理の事業内容及び、その方法を機会をもつて説明会をもちたいと思つております。

1 番～本市の市界格にともないまして、都計の問題は、最大の感心であり又最も重要な問題でございます。従いまして都計の推進期間は本市の経済発展と本市の今後に最も密接な関連をもつて寄せていく訳でございまして、この都計を担当しておられる建設課長と致しまして今後本問題の重要性とその意義を再認識下さいまして一目も早く都計がスムーズに持つていかれるよう御協力なされるようご要望申し上げます。

議長～暫休憩致します。(午後零時10分)

議長～再開致します。(午後零時20分)

- 1番～3番の質問ですが、先程本市における貢献度のとう徴をお伺い致しました所、当局のとう徴発表が前に発表されたどう徴とくい違いがありますので、その質問について、
当市におきましては、56年以降徴収率が低下致しまして、滞納額が毎年増えている様でございますが、どう云う理由でその滞納額が増えておるか、又当局と致しまして、その対策についてどう云う御構想をもつておられるか、それについて？

財政課長～お答えします。これについては何度も申し上げておりますとお尋ねの手がまわらないと云うのも、大きな原因であります。資料として残してありますが、過去5ヶ年分における所の決算による年度の調定であります。57からもつて徴収員の成績を申し上げますと滞納現年度合わせて57年度が6.5%，4.7%，58年度が6.1%，9.2%，59年度は6.0%，5.7%，60年度が6.1%，3.8%，61年度が5.9%，9.6%，62年度が6.4%，6.6%その意味からいいますと大分その頃においては、相当額に達りつつありますが、その徴収率からしますと57年度はもち輸上であります。6.5%，4.7%であります。58年から始まつて急に6.1年度は5.9%，9.6%になつて、今度は6.4%，6.6%に6.2年度はなつておりますので、こう云う傾向からして率では良くなつておるじやないかと思う訳であります。それで、こう云つた所からしまして、論議は完結と云うところまで行つておりますが、私が申し上げておりますのが、一義、個人の分岐まだなされていないと云う様なことがあります。今後の考え方と致しまして、予算にも盛り込んであります徴収の制度のあり方が変わつてきますので、徴収の今まで徴収の悪かつた成績も専心解されるものでありますので、先に申し上げました源に納税額合と云うものを各部落単位に組織してもらいたいとそう云うふうな考え方で、そうするには、各部落に行つて懇談会をもち今後の徴収の方法について、色々と話し合つて行きたいという考え方であります。

- 1番～私が徴収率の低下を申し上げるのは、全市町村に比較して、低下すると云う意味でございます。その理由として、当局の説明は、職員の手不足だと云うようになつておりますが、それは單に職員の手不足だけにあるのか、或は徴収の面接上の問題について欠かんがあるのかどうか、その辺についてお答えして下さい。單なる職員の手不足だけで徴収が低下しておるのですか？

財政課長～それと関連すると思いますが、いえ減その市の形態においてです色々違う訳であります。徴収の成績からいいますと、農家部落いわゆる農地からの部落と、云う様な部落は非常に成績がいいのであります。都市的形態を有するに従つて、尚徴収の成績が低下していく徴収はそこに都市の発展と云うことが考えられる訳であります。

議長～再開致します。(午後零時20分)

- 1 番～3番の質問ですが、先程本市における賃住宅のとう数をお伺い致しました所、当局のとう数発表が前に発表されたとう数とくい違いがありますので、その説問について、
当市におきましては、56年以降徴税事務が低下致しまして、滞納税が毎年増えている様でございますが、どう云う理由でその滞納税が増えているか、又当局と致しまして、その対策についてどう云う御構想をもつておられるか、それについて?

財政課長～お答えします。これについては何事も申し上げておりますとお尋ねの手がまわらないと云うのも、大きな原因であります。資料として残してありますが、過去5ヶ年分における所の決算による年度の調定でありますが、57からもつて徴税員の成績を申し上げますと滞納現年度合せて57年度が65.47%，58年度が61.92%，59年度は60.57%，60年度が61.38%，61年度が59.96%，62年度が64.66%その意味からいいますと大分その懶においては、相当懶に達りつつありますが、その徴税事務からしますと57年度はもち輪上でありますが、65.47%であります。58年から始まつて急に61年度は59.96%になつて、今度は64.66%に62年度はなつておりますので、こう云う懶からして率では良くなつておるじやないかと思う訳であります。それで、こう云つた何からしましても論法は完納と云うところまで行つておりますが、私が申し上げておりますのが、一般個人の分ざまだなされていないと云う様なことであります。今後の考え方と致しまして、予算にも盛り込んであります徴税の制度のあり方が変つてきますので、徴税の今まで徴税の悪かつた成績も尚心配されるものでありますので、先に申し上げました様に納税組合と云うものを各部落単位に組織してもらいたいとそう云ふうな考えて、そうするには、各部落に行つて懇談会をもち今後の徴税の方法について、色々と話し合つて行きたいという考えであります

- 1 番～私が徴税率の低下を申し上げますのは、他市町村に比較して、低下すると云う意味でございます。その理由として、当局のご説明は、職員の手不足だと云ふうになつておりますが、それは單に職員の手不足だけにあるのか、或は徴税の制度上の問題について欠かんがあるのかどうか、その辺についてお答えして下さい。单なる職員の手不足だけで徴税が低下してあるのですか、

財政課長～それと関連すると思いますが、いえばその市の形態においてです色々違う訳であります。徴税の成績からいいますと、農家部落いわゆる從前からの部落と、云う様な部落は非常に成績がいいのであります。都市的形態を帯びるに従つて、尚徴税の成績が低下していく現象はそこに都市の発展と云うことが考えられる訳であります。

そこにおいて普天間区が今度の改革も行政区があんまり、一級区にもいつ通する位の一行政区があつたと、云う様なこともあるし、又そこを3つから4つに區切つて區をかくする。或は2つにかくすると云う様な方法が生れてくる訳であります。それで大きな原因はそこにあつたと、いえは都市でありますのでそこの区長が誰であるかもわからん。又仕事の關係で令書の送達が区長として充分いかなかつたと云う様な点も、相當ある訳であります。そう云つた關係が大きな原因じやないかと思つております。

10番～現在まで徴税關係をお聞きするたびに人員の不足去々と云われておりますが、現増員によつてほんとうの徴税、充分なる徴税成績を得る人員採用と思われますか？

財政課長～これは満足すべき數ではないと私考えております。といいますのは他市町村の人口、或は予算を比較して見て財政の職員が余りにも少なかつたと云うこと、他の隣村の北谷当り、納稅の成績の非常非常にいい所、申請全體を圖つて資料を取つてありますが、舊に北谷と比較した場合に人口約に3、5倍と云うことになつておりますそれで向うからおしまして28名はいなければならんと云う様なことにもなります。又この57年から62年までの予算の額からしませしても、おして著えて見ますと32名は臺要じやないかというふうな考へる訳であります。その充當だと云うことは、管3名で充分だと云うことは、云えない訳であります。今後の徴税の方法としまして、今先申し上げました様な方法を取つて行きたいと云う考えであります。

10番～今先の答弁から致しますと、満足した成績を満して充分なる成績を得る人員ではないと云う答弁でございましたが、只今次年度では、その徴税成績を上げるべき増員をしたと思われるのですございます。しかば、この人員増加においては、無計画のまま増員でしか受け取られないでございます。では今後の徴税成績について質問をした場合には、いわゆる今後の人員不足云々で答弁をされるつもりでありますか、そしてこの人員増員においてどの位の今まで徴税が可能と思われますか？

財政課長～この方は徴字額にどれだけ上ると云うことば、今の所云えない訳であります。それで始めてのことでもありますので、舊に計算にも盛つてあります。何%以上上げた場合にどれだけの奨励金、褒賞金にしますか、まず私の今の考え方と設しあべ90%以上上げる部落に対し請願総合に附し、いくらくら、25%位程度だつたと私は今思つておりますが、その程度何にすれば、部落の褒賞としても、非常に喜んで伺しているんじやないかとこう云うことは、どこからもつて来たかと申しますと、北谷当もそう云う様な方法で部落の褒賞に当てると云う様な頃にもなると云うことで非常に成績が上がるん

そこにおいて著天間区が今度の改革も行政区があんまり、一校区にもいつ通する位の一行政区があつたと、云う様なこともあるし、又そこを3つから4つに区切つて区をかくする、或は2つにかくすると云う様な方法が生れてくる訳であります。それで大きな原因はそこにつつあつたと、いえば都市でありますのでそこの区長が誰であるかもわからん。又仕事の關係で令書の送達が区長として充分いかなかつたと云う様な点も、相当ある訳であります。そう云つた關係が大きな原因じやないかと思つております。

10番～今までに徴税關係をお聞きするたびに人員の不足伝々と云われておりますが、現増員によつてほんとうの徴税、充分なる徴税成績を得る人員採用と思われますか？

財政課長～これは満足すべき数ではないと私考えております。といいますのは他市町村の人口、或は予算を比較して見て財政の職員が余りにも少なかつたと云うこと、他の隣村の北谷當り、納稅の成績の非常にいい所、中部全体を回つて資料を取つてありますが、特に北谷と比較した場合に人口的に3、5倍と云うことになつておりますそれで向うからおしまして28名はいなければならんと云う様なこともあります。又この57年から62年までの予算の額からしますとしても、おして考えて見ますと32名は必要じやないかというふうな考える訳でありますが、その充分だと云うことは、後3名で充分だと云うことは、云えない訳であります。今後の徴税の方法としまして、今先申し上げました様な方法を取つて行きたいと云う考えであります。

10番～今先の答弁から致しますと、満足した成績を満して充分なる成績を得る人員ではないと云う答弁でございましたが、只今次年度では、その徴税成績を上げるべき増員をしたと思われるのです。しかば、この人員増加においては、無計画のまま増員でしか受け取られないでございます。では今後の徴税成績について質問をした場合には、いわゆる今後の人員不足伝々で答弁をされるつもりでありますか、そしてこの人員増員においてどの位の今まで徴税が可能と思われますか？

財政課長～この方は數字的にどれだけ上がると云うことは、今の所云えない訳であります。それで始めてのことでもありますので、特に予算にも盛つてありますか、何を以上上げた場合にどれだけの奨励金、麥賞金にしますか、まず私の今の考えと致しまして90%以上上げる部落に對し納稅組合に対し、いくらと、25%位程度だつたと私は今思つておりますが、その程度何にすれば、部落の経費としても、非常に喜んで何しているんじやないかとこう云うことは、どこからもつて来たかと申しますと、北谷當もそう云う様な方法で部落の経費に当てると云う様な懸念にもなると云うことで非常に成績が上がるん

じやないかと、北谷はそう云つた後方法でやつておりますので、
相当成績が上がるもんだと思つております。

1番～徴収の制度のあり方として、現在区長がほとんどこの徴収を担当しておる状況でございますが、先程の課長の答弁の中に納税組合を謳歌して行くと云うお考え方でございまして、大変結構なことであると思つております。しかし、現在やつておるこの徴収組合の単位そのものは、あくまでも末端行政区そのものを単位にしておりますので、これを日本の市町村が取り扱つております納税組合、即ちあくまでもこの一地域の征収組合にしてですね、その組合を沢山作らして行くと云うふうにして、徴収をして行くと云う方法を考えたことはございませんか。

財政課長～こう云うことは、まだ全然考えておりません、と云いますのは、部落の自治会としましても、その部落を単位にした自治会を組織させようと云うふうな方法の様であります。当然納税組合もそう云うふうにした方がいいんじやないかと云うふうな考え方であります。

11番～私の質問の9番にも関連致しますのでお伺いしてみたいと思つております。貝今のかの課長さんの御答弁によりますと、職員の不足とよく云われてありますけれども、私が考へているには、これより以上に最もと大きな原因があるんじやないかとこう考えます。と申しますのは、長期滞納者に對しましては、法規に滞納処分しないから年々無税滞納者が多くなるんじやないかと云うふうに考へる訳であります。これにつきまして、長期滞納者に對して、今まで法的に滞納処分したことあるかどうか、お伺い致します。

財政課長～二ヶ月前、差し押さえ強制執行までは行かなかつたんですが、銀行の振替として建物を入れてあつたと。しかし滞納をしておりながら、そう云う様な振替に入れると云うことは、いけない事において相当な譲りに譲つておりましたので、そこを鑑定所を押えて、振替にさせないといつた様な方法を取つた訳であります。そこで完済をした様な一例がある訳であります。今の所強制執行まではやつたことはない訳です。事前にやつております。

11番～そうしますと、結局はよくなつておる訳でありますか、それから滞納処分、当然やるべきだが、現在そのまま放つておるのが、向けんぐらいありますか、数字を上げてもらいたいと思います。

財政課長～それは63年度の調べであります。62年から繰り越したけん数といたしまして、12,616けんと云うことになつております。

11番～12,616けんという相当大きなけん数に達しておりますけれども、その

じやないかと、北谷はそう云つた徴収方法でやつておりますので、
相当成績が上がるもんだと思つております。

1 番～徴収の制度のあり方として、現在区長がほとんどこの徴収を担当しておる実状でございますが、先程の課長の答弁の中に納税組合を組織して行くと云うお考えでございまして、大変結構なことであると思つております。しかし、現在やつてゐるこの徴収組合の単位そのものは、悪くまでも末端行政区そのものを単位にしておりますので、これを日本の市町村が取り扱つておりまする納税組合、即ち悪くまでもこの一地域の任意組合にしてですね、その組合を沢山作らして行くと云うふうにして、徴収をして行くと云う方法を考えたことはございませんか。

財政課長～こう云うことは、まだ全然考えておりません。と云いますのは、部落の自治会としましても、その部落を単位にした自治会を組織させようと云うふうな方法の様であります。当然納税組合もそう云うふうにした方がいいんじゃないかと云うふうな考え方であります。

1 1番～私の質問の5番にも関連致しますのでお伺いしてみたいと思つております。只今の課長さんの御答弁によりますと、職員の不足とよく云われておりますけれども、私が考えているには、これより以上に最つと大きな原因があるんじやないかとこう考えます。と申しますのは、長期滞納者に対しましては、法的に滞納処分しないから年々毎々滞納者が多くなるんじやないかとこう云うふうに考える訳であります。これにつきまして、長期滞納者に対して、今まで法的に滞納処分したことがあるかどうか、お伺い致します。

財政課長～二ヶ年程前、差し押さえ強制執行までは行かなかつたんですが、銀行の担保として建物を入れてあつたと。しかし滞納をしておりながら、そう云う様な担保に入れると云うことは、いけない額において相当な額に登つておりましたので、そこを登記所を押えて、担保にさせないといつた様な方法を取つた訳であります。そこで完納をした様な一例がある訳であります。今の所強制執行まではやつたことはない訳です。事前にやつております。

1 1番～そうしますと、結局はよくなつておる訳でありますか、それから滞納処分、当然やるべきだが、現在そのまま放つておるのが、何けんぐらいありますか、数字を上げてもらいたいと思います。

財政課長～それは63年度の調べでありますが、62年から乗り越したけん数といたしまして、12,616けんと云うことになつております。

1 1番～12,616けんという相当大きなけん数に蓋つておりますけれども、その

の処置に対して今後どう云うふうに考慮するか御説明願います。

財政課長～先般から申し上げております様に徴税吏員を毎日出張徴収に当らしめ、納めないと云う理由を充分にキヤッヂし、懲責なものから、そぞう云つた執行に移して行きたいと云う場合であります。

議長～暫休憩を取ります。(午後零時37分)

議長～再開議します。(午後零時38分)

11番～結局徴税吏員を増やせば、可能だとおつしやるんですか、これは確約出来ますか、今後の問題として、

財政課長～これまでには、全部が全部そう云つた強制執行までは行かんと思うんです。

11番～徴税吏員を増やした場合には、完納させる計画はあるかどうかと云うことです。

財政課長～完納させたいと思つております。

11番～確約出来ますか、

財政課長～はい、

11番～はい、わかりました。

5番～今の12,616けんの滞納者に対して、次年度中において、滞納処分ですか、滞納処分が出来るまでの手続をやるために何名の人員が必要だと想りますか、64会計年度中に、12,616けんの滞納者がまだそのまま滞納したものとして、仮定して、そこで一年中に一年以内にこのけん数全部に対して、滞納処分の手続を取るために必要な人員は何名ぐらいをお考えですか、

財政課長～個人間にどうと云うことは、まだしておりません。

5番～大体でいいですよ、おおざつほどで、10名ぐらいで出来るのか、5名ぐらいで出来るのか、50名ぐらいであるのか、大体のこれはあくまで事務上の問題ですよ、事務処理だけの問題。滞納、強制執行そのことをやる意味じやないですよ、滞納処分が出来るまでの手續ですね、事務手続それをやるには、この壹けん職に對して、それは、いわゆる管轄手続ですか、やるには、大体どのくらいの人員が必要だと思いますか、大体で結構です。兼学苑まうら館がなくても、單なる根性でもいいんです。だまつていちやいかんですから、想定で

の処置に対して今後どう云うふうに考慮するか御説明願います。

財政課長～先程から申し上げております様に徴税吏員を毎回出張徴収に当らしめ、納めないと云う理由を充分にキヤッチし、悪質なものから、そう云つた執行に移して行きたいと云う考え方であります。

議長～暫休憩致します。(午後零時37分)

議長～再開致します。(午後零時38分)

11番～結局徴税吏員を増やせば、可能だとおつしやるんですか、これは確約出来ますか、今後の問題として、

財政課長～これまでには、全部が全部そう云つた強制執行までは行かんと思うんです。

11番～徴税吏員を増やした場合には、完納させる計画はあるかどうかと云うことです。

財政課長～完納させたいと思つております。

11番～確約出来ますか、

財政課長～はい。

11番～はい、わかりました。

5番～今の12,616けんの滞納者に対して、次年度中において、滞納処分ですか、滞納処分が出来るまでの手続をやるために何名の人員が必要だと思いますか、64会計年度中に、12,616けんの滞納者がまだそのまま滞納したものとして、仮定して、そこで一年中に一年以内にこのけん数全部に対して、滞納処分の手続を取るために必要な人員は何名ぐらいとお考えですか、

財政課長～個人向にどうと云うことは、まだしておりません。

5番～大体でいいですよ、おおざつばで、10名ぐらいで出来るのか、50名ぐらいで出来るのか、50名ぐらいであるのか、大体のこれは悪くまで事務上の問題ですよ、事務処だけの問題、滞納、強制執行そのことをやる意味じやないですよ、滞納処分が出来るまでの手続ですね、事務手続それをやるには、この全けん数に対して、それは、いわゆる書類手続ですか、やるには、大体どのくらいの人員が必要だと思いますか、大体で結構です。敷衍的なうら村がなくて、單なる相談でもいいんです。だまつていちやいかんですから、想像で

も云つて下さい。そう云うふうな計算は出来るはずですがね、一人に対する滞納処分のための手続の書類手続はですね、何分ぐらいかかるか、そうしたら一目に何けんぐらい出来る。これはもうすぐ5年生の算術ですぐ出来ます。

議長～暫休憩致します。（午後零時41分）

議長～再開議致します。（午後零時42分）

5番～やりたいとは、こう思つただけで仕事は出来ないと私はこう云うふうに考える訳けです。

財政課長～けん議はですね、今整理しつつありますが、同じ人が何けんも持つておる様なのがある訳です。市更親何年度の分で、固定資産税、事業税とか、そう云つたものが何ヶ年もつもつておる様なものがある訳であります。

5番～徴収成績は、この程度まで行けば、よからうと云つた時は大体どのくらいの方があれですか、あの程度の今まで徴収成績を上げて行けば、支障はないと言つた様な、この徴収成績のパーセントですか、どのくらいのパーセントまで向上させればいいと思ひますか、先きの60%とか70%とか云つた様な聞くだけでもはずかしい様なパーセントでは行かないでしょう。そこで何パーセントまで向上したら、まあと云う所に大体おちつくか、或は何パーセントを目標にして徴収実数に努力されますか、

財政課長～いわば、予算の場合であつても90%以上と云うふうになつておりますので、

5番～一様90%でおさえて貰間歇します。90%まで徴収成績を向上するためには、先きの又吉議員の質問に対し、3名の人兼では少なすぎると云うふうな答弁でありましたが、12,000けん余りの滞納に手続にどのくらいの人兼が必要かも、まだわからないと云う当局において、人兼がどのくらい必要だとか、当然出てこないはずであります、又吉議員の質問にもありました様にこれは、只いいかげんに出した数字でありますか、議員の質問は、今よりは増えた分は只いいと云うだけの話ですか、どうしても議員計画を打ち立てるためには今遅れておる行政事務を取りかえすには、どの程度の人兼が必要であると云う徴収率に科学的に検討して、始めて正確な人兼がつかめるはずであります。しかし今の説明によりますと、そう云つた検討は全然なされていない様になつております。更におたずね致しますが、これは一財政課長の問題じやなくて、上司の助役、市長とも関連しますが、徴収成績が以前から非常に悪いとは知つておりながら、その面のいわゆる指揮監督の責任に当つて、助役、市長

も云つて下さい。そう云うふうな計算は出来るはずですがね、一人に対する滞納処分のための手続の書類手続はですね、何分ぐらいかかるか、そしたら一目に何けんぐらい出来る。これはもうすぐ五年生の算術ですぐ出来ます。

議長～暫休憩致します。(午後零時41分)

議長～再開致します。(午後零時42分)

5番～やりたいとは、こう思つただけ^事は仕事は出来ないと私はこう云うふうに考える訳けです。

財政課長～けん彼はですね、今整理しつつありますが、同じ人が何けんも持つておる様なのがある訳です。市民税何年度の分で、固定資産税、事業税とか、そう云つたものが何ヶ月もつておる様なものがある訳であります。

5番～徴税成績は、この程度まで行けば、上からうと云つた^事は大体どのぐらいの^事があれですか、あの程度の%まで徴税成績を上げて行けば、支障はないと言つた様な、この徴税成績のバー^{セント}ですか、どのぐらいのバー^{セント}まで向上させればいいと思ひますか、先きの60%とか70%とか云つた様な聞くだけでもはすかしい様なバー^{セント}では行かないでしょう。そこで何バー^{セント}まで向上したら、まあと云う所に大体おちつくか、或は何%セントを目標にして徴税行政に努力されますか、

財政課長～いわば、予算の場合であつても90%以上と云うふうになつておりますので、

5番～一様90%でおさえて質問致します。90%まで徴税成績を向上するためには、先きの又吉議員の質問に対し、3名の人数では少なすぎると云うふうな答弁がありました。12,000けん余りの滞納に手続にどのぐらいの人数が必要かも、まだわからないと云う当局において、人数がどのぐらい必要だと、当然出てこないはずであります。又吉議員の質問にもありました様にこれは、只いいかげんに出した数字でありますか。増員の要望は、今よりは増えた分は只いいと云うだけの話ですか、どうしても増員計画を打ち立てるためには今遅れておる行政事務を取りかえすには、どの程度の人数が必要であると云う數字的に科学的に検討して、始めて適確な人数がつかめるはずであります。しかし今の説明によりますと、そう云つた検討は全然なされていない様になつております。更におたずね致しますが、これは一財政課長の問題じやなくて、上司の助役、市長とも関連しますが、徴税成績が以前から非常に悪いとは知つておりながら、その面のいわゆる指揮監督の責任に当つて、助役、市長

は、どう云うふうな態度で、都課職員に詮んでござりましたか、市長と助役、別々に答弁をお願い致します。

市長～最もよく成績を向上する様に奮勵しております。

5番～助役も何らかの答弁をお願いします。専務処理は非常にいかんな点がある事はすでに証明されております。そこで助役としては、当然指導、監督の責務にあるはずですが、その立場からどう云うふうに財政の立場でおしに、徴収の業務の立て直しに努力されたか、一つ御説明をお願いします。財政課長にそのまま又まかせきりにやつておるのか、これは、どう云うふうになつていたんじやいかないんじやないか、もし手落があれば助成させる様な指導監督は充分になされたかどうか、

助役～後所の事務については、法規に基づいてやるべきであるのは、あらゆる事務面においてそうであります。特に徴収面については、法規の諸法規に基づいての仕事をやつてもらいたいと云うことは云つております。

5番～御説明の通り当然法規、並びに条例規則に基づいて、職員は各自その分野において、処理すべき事務を負っています。事務を負つていますが、上司は都課のその条例規則に照して、どうもくい違つた仕事のやり方をしているとか、或は妥当じやないのか、どう云うことを見出した場合、気がついた場合、すでに又議会の説明において、指導されて、条例規則に違反、或は照らして妥当じやないと云つた様な事務処理の仕方が、すでに証明説みであります。そこで上司においても、すでに熟知しております。どう云うふうにわかつておるのにかかわらず、それに對してどう云うふうな指導監督をされたかが私の質問であります。それ以外に前に提案された案件をめぐつてその質疑答弁において、すでに非常にやるべき仕事がなされていないとか、それだけじやなくて、条例規則に違反する行為もあると云うことは、すでに、はつきりわかつてている事であります。それに対して、それでも前条例規則にそうなつてあるから、課長は、或は職員は、それに従つてやるべきであると云つた様な、その人までやつておられるんですか、当然、指導監督も責任である助役、市長は、直接自からタシチして、指導監督に當つて積極的を最もと示してもらいたいんですが、私の受けた印象では、どうもどう云う面になされていない様な印象を受けます。なされたと申しますが今まで充分に指導監督の面に何事なかつたと云うふうに、市長、助役は答弁聞来ますか、出来ないはずと思うんですが、聞来ますか、

市長～出来る範囲になされたと答弁出来ます。

5番～出来る範囲になされたと云うことは、市長は出来る指導監督の範囲

は、どう云うふうな態度で、部課職員に望んでこられましたか、市長と助役・別々に答弁をお願い致します。

市長～最つと、成績を向上する様に督励しております。

5 番～助役も何らかの答弁をお願いします。事務処理は非常にいかんな点がある事はすでに証明されております。そこで助役としては、当然指導、監督の責任にあるはずですが、その立場からどう云うふうに財政の立場でおしに、徴税の業務の立て直しに努力されたか、一つ御説明をお願いします。財政課長にそのまま又まかせきりにやつておるのか、これは、そう云うふうになつていたんじやいかないんじやないか、もし手落があれば助成させる様な指導監督は充分になされたかどうか、

助役～後所の事務については、法規に基づいてやるべきであるのは、あらゆる事務面においてそうであります。特に徴税面については、法規の諸法規に基づいての仕事をやつてもらいたいと云うことは云つております。

5 番～御説明の通り当然法規、並びに条例規則に基づいて、職員は各自その分野において、処理すべき事務を負っています。事務を負つていますが、上司は部課のその条例規則に照して、どうもくい違つた仕事のやり方をしているとか、或は妥当じやないのか、そう云うことを見つめた場合、気がついた場合、すでに又議会の説明において、指導摘されて、条例規則に違反、或は際らして妥当じやないと云つた様な事務処理の仕方が、すでに証明済みであります。そこで上司においても、すでに熟知しております。そう云うふうにわかつておるのにかかわらず、それに対してどう云うふうな指導監督をされたかが私の質問であります。それ以外に前に提案された案件をめぐつてその質疑答弁において、すでに非常にやるべき仕事がなされていないとか、それだけじやなくて、条例規則に違反する行為もあると云うことは、すでに、はつきりわかつてている事であります。それに対して、それでも尚条例規則にそうなつていているから、課長は、或は職員は、それに従つてやるべきであると云つた様な、その人まかせてやつておられるんですか、当然、指導監督も貢献である助役。市長は、直接自からタシチして、指導監督に当つて積極的性を最つと示してもらいたいんですが、私の受けた印象では、どうもそう云う面になされていない様な印象を受けます。なされたと申しますか今まで充分に指導監督の面に何事なかつたと云うふうに、市長・助役は答弁出来ますか、出来ないはずと思うんですが、出来ますか、

市長～出来る範囲になされたと答弁出来ます。

5 番～出来る範囲になされたと云うことは、市長は出来る指導監督の範囲

内は、現状の通りであると云う意味であります。現状の通りは完全じやない状態であります。つまり、市長は、監督指導の面において

市長～完全でない所は、完全にする様にして、努力して行きます。

5番～先き轟の出来る範囲内においてなしたつもりでみると御説明であります。それでも尚、いわゆる妥当じやない点があると云うことは市長の指導監督は、まだ充分でないと云うのを物語つているふうになつた訳ですが、充分に都原職員をして、指導監督の面に充分な配慮をくばられる意識がありますか？

市長～はい。

5番～おおいにやつてもらいます。

市長～はい。

15番～貝今、課長や市長、勤後の答弁からしますと云うと、これは絶対に出来ない云うことが、はつきりしております。何故か、かん心なものをねけておる訳です。つまり微観だけやるのですか、適正にほんとにこの課観は適正に妥当であるのか、その辺を一體、検討なされておられますか？草に微観だけひしめやろうとしても、これが妥当でなければ、先もありました様に、職員も恥わんと、充份にこの、どうしてこう云うふうに調査されておるんだと云うことを指導なされておりますか？今までの勞がまだ課観が当然妥当と云うふうに考えておる訳ですか？當局は妥當だと思う訳ですか？

財政課長～適正だと思つております。

15番～適正だと思つておる訳ですか？そうであるならば、こんな希望と云うのはないはずであります。適正だと云うことであれば、景つと、いわゆる事務委託者とも、相談なされまして、はつきりその都落の住民の声を聞いて景つと相談し合つて納得の行く様な説明もやり又意見も職員の能率を取すれば、景つとその職員の能率は上がると、私は考えておりますので、是非ともこれは市長自から行く需要はないかも知れませんけれども、この職員をやつて、この世論の調査もやる需要があると考えておりますので、出来る範囲内で是非やつて載きたい、御要望を申し上げます。

3番～先き課長さんの答弁の中に納税組合を作ると云うことでございましたが、市長はこれを了承しているか、どうかです。その点お伺いします。

内は、現状の通りであると云う意味であります。現状の通りは完全じやない状態であります。つまり、市長は、監督指導の面において

市長～完全でない所は、完全にする様にして、努力して行きます。

5番～先き程の出来る範囲内においてなしたつもりでみると御説明であります。それでも尚、いわゆる妥当じゃない点があると云うことは市長の指導監督は、まだ々充分でないと云うのを物語つているふうになつた訳ですが、充分に部課職員をして、指導監督の面に充分な配慮をくばられる意態がありますか、

市長～はい。

5番～おおいにやつてもらいます。

市長～はい。

15番～只今、課長や市長、助役の答弁からしまして云うと、これは絶対に出来ないと言ふことが、はつきりしております。何故か、かん心なものをぬけておる訳です。つまり徴税だけやるのですか、適正にほんとにこの課税は適正に妥当であるのか、その辺を一体、検討なされておりますか、單に徴税だけひしゃやろうとしても、これが妥当でなければ、先もありました様に、税金も払わんと、充分にこの、どうしてこう云うふうに課税されておるんだと云うふことを指導なされておりますか、今までの分がまだ課税が当然妥当と云うふうに考えておる訳ですか当局は妥当だと思う訳ですか、

財政課長～適正だと思つております。

15番～適正だと思つておる訳ですか、そうであるならば、こんな御説と云うのはないはずであります。適正だと云うことであれば、最つと、いわゆる事務委託者とも、相談なされまして、はつきりその部落の住民の声を聞いて最つと相談し合つて納稅の行く様な説明もやり又意見も徴収の能率賺取すれば、最つとその徴収の能率は上がると、私は考えておりますので、是非ともこれは市長自から行く必要はないかも知れませんけれども、この職員をやつて、この世論の調査もやる必要があると考えておりますので、出来る範囲内では是非やつて載きたい。御要望を申し上げます。

3番～先き課長さんの答弁の中に納稅組合を作ると云うことでございましたが、市長はこれを了承しているか、どうかです。その点お伺いします。

市長～具体的な方法は、まだ聞き取つておりませんが、それをよく聞いてとにかくよく検討して、施策を講じて、進める様に努力して行きたいと思つております。

3番～市長としては、検討の段階でありますが、課長さんは、納税額合を作つてやると、云うふうなことで行き違いはあります、そこはよく調整なされて、内地においては、納稅協合法と云うのが、出来ております、法に基づいて、納稅組合を組織しておりますが、沖縄においては、まだそう云う法がないと云う面で、そう云う面にも相当研究する余地があると思いますが、しかし税を納めると云う面の意味においての方法として、確かにいい方法でないかと内地の市町村の所においても90%以上の徴稅成績を上げておると云う面でもこれは、たとい法になくとも、市自体のある整備方法として、取り入れるべきもんではないかと思いますので、よろしくご検討のほどをお願いします。もう一点だけ先き3名の議員は、出張費欄に当たると云うことがあります、この面におきますと、市長のお考えは税の根本方針は、あくまでも納稅だと、勧は納めるべきもんだと云う様な根本方針を持つておられる様であります、課長さんは、あくまでも、徴稅と税を取ると云う面で今後努力すると云うことを、先き議員の方もそう云う面に当たると云うことになつて、根本的に相反する所があると思いますが、納稅の面におきまして納稅をさせるために、どれくらいのどう云う人員を當てて、努力なさるかですその点を先きの課長さんの人員増しも、それの方に当たると云う面で、何か勘定を微底させる上においての人員増しがないと云うこと自体が、根本的に市長の考え方と、マッチしない所があるんじやないかと思いますので、その点お聞きかせ願います。

市長～只今のご質問課長の方が私納稅をしたいと云うことは、まちがいじやないかとあくまでも、自分で納めると云うのが第一でなければいけんとこう思つております。

1番～滞納けん徵が相当の件数に亘つておりますが、租稅法、租稅徵收法23条によつて督促を発しても所轄の機關に納めない場合は、差し押さえしなければならないと、こう云うぐあいに公文化されておりますが、從来までなぜ差し押さえをやらなかつたか、その理由について真心的にやらなかつたのか、それとも手続上、非常に繁雑であるためにやらなかつたのか、その辺一つお伺いします。

財政課長～車上げます。もち論督促と云うこともあります、2ヶ月年齢そろ云つた強制執行にまで移そうと云う様な状態にまでこぎつけてあつた訳ですが、その担当しておられた職員が水道課に行かれたと云う様なことが大きな何んである訳であります。事務的な繁雑ですか、そう云つた何も一部原因しております。

市長～具体的な方法は、まだ聞き取つておりませんが、それをよく聞いてとにかくよく検討して、施策を講じて、進める様に努力して行きたいと思つております。

3番～市長としては、検討の段階であります、課長さんは、納税組合を作つてやると、云うふうなことで行き違いはあります、そこはよく調整なされて、内地においては、納税組合法と云うのが、出来ております、法に基づいて、納税組合を組織しておりますが、沖縄においては、まだそう云う法がないと云う面で、そう云う面にも相当研究する余地があると思いますが、しかし税を納めると云う面の意味においての方法として、確かにいい方法でないかと内地の市町村の所においても90%以上の徴税成績を上げておると云う面でもこれは、たとい法にくくとも、市自体のある程度方法として、取り入れるべきもんだと思いますので、よろしくご検討のほどをお願いします。もう一点だけ先き3名の増員は、出張徴収に当たると云うことがあります、この面におきまして、市長のお考えは税の根本方針は、悪くまでも納税だと、税は納めるべきもんだと云う様な根本方針を持つておられる様であります、課長さんは、悪くまでも、徴税と税を取ると云う面で今後努力すると云うことを、先き増員の方もそう云う面に当たると云うことになつて、根本的に相反する所があると思いますが、納税の面におきまして納税をさせるために、どれぐらいのどう云う人員を当てて、努力なさるかですその点を先きの課長さんの人員増しも、どれの方に当たると云う面で、何か納税を徹底させる上においての人員増しがないと云うこと自体が、根本的に市長の考え方と、マッチしない所があるんじやないかと思いますので、その点お聞きかせ願います。

市長～只今のご質問課長の方が私納税をしたいと云うことは まちがいじやないかと悪くまでも、自分で納めると云うのが第一でなければいけんとこう思つております。

1番～滞納けん数が相当の件数に登つておりますが、組税法、租税徴収法23条によつて督促を発しても所程の期間に納めないと、差し押さえしなければならないと、こう云うやあいに公文化されておりますが、従来までなぜ差し押さえをやらなかつたか、その理由について良心的にやらなかつたのか、それとも手続上、非常に繁雑であるためにやらなかつたのか、その辺一つお伺いします。

財政課長～申上げます。もち論督促と云うこともありますが、2ヶ月程そう云つた強制執行にまで移そうと云う様な状態にまでこぎつけてあつた訳ですが、その担当しておられた職員が水道課に行かれたと云う様なことが大きな何んである訳であります。事務的な繁雑ですか、そう云つた何んも一部原因しております。

1番～今まは規程に基づいて、どんな執行する考えでございますか。

財政課長～そうです。

2番～今の課長の答弁で甚しそうに事務上が余り、事務的に進んでいない理由として、財政課にその面にやりこなせる様な職員がいたが水道課に転勤なつたからと云う理由であります。そこで市長にお聞きしますが、その水道課に転勤なつたと云う職員はどうしてもその人じやなくちやいかない様な特殊技能を持つておる人でありますか、水道課に行つた人は。

市長～技術者ではありません。

5番～事務屋でありますか。

市長～はい。

5番～それならば、人事の適正配置と云う面から質問致しますが、財政課に徴税業務に専従せしめた方が、はるかに通商省と云う監督にそう云うわけでありますのに、なぜあえて、その人を、その人がいなくなつたら徴税成績に或は徴税事務処理に支障がきたすと云うことがわかつていながら、なぜ、あえて水道課に転職なされたか、そう云つた人等のあり方について妥当であるとお考えになりますか、説明お願いします。

市長～なる程、財政課でも有能な人材であります。水道課でもより以上に大事な人でありますので、水道課にも転勤する様に致しました。

5番～水道課に行つても、この人のうでを借りたいと、又徴税事務においてもこの人のうでを借りたいと云う場合に、この人が滞納処分の手続上必要な法的知識ももち合わせている場合には、当然優先して徴税業務に当らしめるのが、妥当な人事だと願いますが、なぜ、あえてこれにかかる人がいるならいざ知らず、もし二人が、その面に明るい人だとした場合におきまして、あえて水道課に転職させたその辺の理由はまだ納得出来かねます。つまりその間に財政課から水道課にその職員を転職させた場合において滞納処分に事務処理の能力があるこの職員にかわつて財政課の職員に課に同じ処理能力を持つていた職員がいましたが、その当時？

市長～水道課の適任者として、課に得られなかつたので、最もその人がいいと云つてあそこに転じさせました。

5番～先きの答弁で、この人は特殊技能の持ち主の人じやない。あくまで事務屋であると云われました。事務屋はもうあり余る程、市内には

1 番～今後は規定に基づいて、どんな執行する考へてござりますか。

財政課長～そうです。

5 番～今の課長の答弁で差し押え処分に事務上が余り、事務的に進んでいない理由として、財政課にその面にやりこなせる様な職員がいたが水道課に転勤なつたからと云う理由であります、そこで市長にお聞きしますが、その水道課に転勤なつたと云う職員はどうしてもその人じやなくちやいかない様な特殊技能を持つておる人でありますか。水道課に行つた人は、

市長～技術者ではありません。

5 番～事務屋でありますか。

市長～はい。

5 番～それならば、人事の適正配置と云う面から質問致しますが、財政課に徴税業務に分担せしめた方が、はるかに適材適所と云う趣旨にそろ云うわ付でありますのに、なぜあえて、その人を、その人がいなくなつたら徴税成績に或は徴税事務処理に支障がきたすと云うことがわかつていながら、なぜ、あえて水道課に転職なされたか、そう云つた人事のあり方について妥当であるとお考えになりますか、説明お願ひします。

市長～なる程、財政課でも有位な人材であります、水道課でもより以上に大事な人でありますので、水道課にも転勤する様に致しました

5 番～水道課に行つても、この人のうでを借りたいと、又徴税事務においてもこの人のうでを借りたいと云う場合に、この人が滞納処分の手続上必要な法的知識ももち合わせている場合には、当然優先して徴税業務に当らしめるのが、妥当な人事だと思いますが、なぜ、あえてこれにかわる人がいるならいざ知らず、もしこの人一人が、その面に明るい人だとした場合におきまして、あえて水道業務に転職させたその辺の理由はまだ納得出来かねます。つまりその時に財政課から水道課にその職員を転職させた場合において滞納処分に事務処理の能力があるこの職員にかわつて財政課の職員に課に同し処理能力を持っていた職員がいましたが、その当時？

市長～水道課の適正任者として、課に得られなかつたので、最ともその人がいいと云つてあそこに転じさせました。

5 番～先きの答弁で、この人は特殊技能の持ち主のじやない。悪くまで事務屋であると云われました。事務屋はもうあり余る程、市内には

うよ々しております。そこでどうしてもこの人を水道課にもつて行かなければ、いかないんだと云う積極的の理由がはたしてあつたかどうか、技術量ならば、そう云うことも云えるはずだと思ふんですが、事務局いわゆる事務職員は、そんなに重要な人材をかくほすると云う面におきましては、決してそうはないはずであります。有り余るやらいいるんじやないかと私はこう考へる次第でございます。

市長～おつしやる様に、事務職は沢山おりますが、課長とか、重要なリストにもつて行くには沢山あるから、どの事務職でも持つて行けばいいと云う訳にはいかないのであります。

5番～そうすると、もち論各課重要な仕事をそれゝ負担して一生懸命やつておりますが、財政、あくまで釐金の財政の獲景には、徴税業務をおろそかにすると云うことは、常識~~轉~~にも考えられない訳であります。しかし、現状は色々の質問に對する眞明、答弁から大体導いた結論は、全くでたらめであります。なつていないとしか云えません。現在の徴税業務について、市当局はそれで間にそうではない、それで間に他から批判される理由はないと云うふうなお考えでありますか。

市長～色々問題が沢山あると思いますので、今後人事にしても、或は職員の機構にしても、是非改善してよくしたと云うので、それに努力している訳であります。

5番～しかば、機構改革にともなつて、適材適所と云う原則に立つて、人事行政をやつて行かれますか？

市長～はい。

3番～63年度の滞納件数が12,600余りの件数になつて、それは、私もおどろいておりますが、それは納税に対する諒解手当統納税執符に対する旨のたいまんだと云うに推測されてもあえて、謊言ではないと思います。それで昨年の10月の定期会にも、私一歳質問の中に徴税相談所の設置の必要があるがそれに對して、当局はどう考えでるかと云うことを質問致しましたが、その時は、何ら考えていないと云う市長の答弁であつたんだが、先程財政課長のお話しを聞いてみると云うと、納税がスムースにやるには、やはり納税組合~~需要~~も必要だと、云うことをおつしやつております。それで納税組合~~需要~~も必要であるが、やはりこの納税者と又市の懇意との間に、何かそこに欲しいものがありはしないかと私は考えていました。そう云つた意味で、その納税相談所と云うものが、非常にこの必要ではないかと思つております。申しますと云うと、例えば、所管の場合でございますが、例年確定申告前に、税務所では、各市町村に兼用間その派遣をして、納税に對するその指導或は受付をやつて、割り方~~些~~數的にスムースに行つている様であります。そこには、納税者

うよ々しております。そこでどうしてもこの人を水道課にもつて行かなければ、いかないんだと云う積極的の理由がはたしてあつたかどうか、技術屋ならば、そう云うことも云えるはずだと思うんですが、事務的いわゆる事務職員は、そんなに必要な人数をかくほすると言ふ面におきましては、決してそうはないはずであります。有り余るぐらいいいるんじやないかと私はこう考へる次第でございます。

市長～おつしやる様に、事務屋は沢山おりますが、課長とか、重要なボストにもつて行くには沢山あるから、どの事務屋でも持つて行けばいいと云う訳にはいかないのであります。

5番～そうすると、もち論各課重要な仕事をそれ各自負して一生懸命やつておりますが、財政、悪くまで健全の財政の確保には、徵稅業務をおろそかにすると云うことは、常識的にも考へられない訳であります。しかし、現状は色々の質問に対する説明、答弁から大体導いた結論は、全くでたらめであります。なつていないとしか云えません。現在の徵稅業務について、市当局はそれで別にそうではない、それで別に他から批判される理由はないと云うふうなお考へでありますか、

市長～色々問題が沢山あると思いますので、今後人事にしても、或は職員の機構にしても、是非改善してよくしたと云うので、それに努力している訳であります。

5番～しからば、機構改革にともなつて、適材適所と云う原則に立つて、人事行政をやつて行かれますか、

市長～はい。

8番～63年度の滞納件数が12,600余りの件数になつて、それは、私おどろいておりますが、それは納稅に対する諸手当統納稅執行に対する市のたいまんだと云うに指摘されてもあえて、謎言ではないと思います。それで昨年の10月の定例会にも、私一般質問の中に税務相談所の設置の必要があるがそれに対し、当局はどう考へておるかと云うことを質問致しましたが、その時は、何ら考へていないと云う市長のご答弁であつたんだが、先程財政課長のお話を聞いてみると云うと、納稅がスムーズにやるには、やはり納稅組合も必要だと、云うことをおつしやつております。それで納稅組合必要であるが、やはりこの納稅者と又市の総口との間に、何かそこに欲しいものがありはしないかと私こう考へています。そう云つた意味あいで、その納稅相談所と云うものが、非常にこの必要ではないかと思つております。申しますと云うと、例えば、所得稅の場合でございますが、例年確定申告前に、税務所では、各市町村に教員間その派遣をして、納稅に対するその指導或は受付をやつて、割り方比較的スムーズに行つてゐる様であります。そこには、納稅者

に云わすれば、非常にその不満不満等も多分にこれはあるのであります。そこで、どうしてその中間において納税者と、又市とのその中間において、一つの納税相談所と云う機関がこれはどうしても必要なんです。こう云う様に 12,000 件数余りも出たからには、ますとこれは必要だつたと、貯ちく組合も必要だが、この納税相談所もこれは必要じやないかと私者えていますが、それに対して、市長さんどう云うふうなお考えなさつておるんですか、

市長～必要だと思いますが、只今の所、納税の相談については、別に納税相談所と云う所を置くんじやなしに、すぐ財政課の方に来て、その疑問なり、或は手続なりについては、指導しております。

8番～私が申し上げておりますのは、なる程財政課にこの納税者が来まして色々とその疑惑を申し立てたり、或は不利な所を質問したりするのは、できますけれども、人によつては、直接その役所に来ると云うそれ自体が非常にこの敷居が高いと云う観念、特にこの税と云うことに対するは、そう云う観念が非常に濃厚だと私思つております。それでどうしても、その中間において、納税相談所と云うものがあるならば、その納税者は一様この納税相談所を通じて異議の申し立てをするなり、相談をするなり税金の申し立てを相談に来たり、出来はしないかと、なるほどその役所の構造から考えますと、云うと途中に納税相談所と云うものがあるが故に色々とその人員が多くなつたり、或は予算面においても、色々とほうちようして行くのは行くでしようけれども要するにその常納件数をより少なくし、より納税を高めに高めて行くと云う意味あいからしましても、絶対これは納税に関するその相談所と云うものがあつてこそ、それは市長に対する私は市のサービスじやないかと充分考えて戴きたいと思ひます。

議長～外に 3 番？

3番～先き 8 番さんから納税相談所と云う面の質問があつた様であります。現在市費税、市費の申告をすると云う場合に部落を通じてさせておる様であります。これによつて、これを基礎にして、課税しておるかどうかです。

財政課長～もち論、納税の義務があり、申告の義務がありますが、その申告だけによつて充份なる所得が早く出来るかと申しますと、そうでないかもしれません。税金は安い方がいいと云うのが普通の考え方でありますので、それで税金當りなどに行つて、そう云つた資料も集めてしまつておる訳であります。

3番～なぜかと申しますと、今各部落におきまつての納税申告を出しておる現状を見た場合に、ほとんどが論り自身が部落から辨認を區つて一括して役所馬名を聞いて、大体のあれを書き入れておる現状

に云わすれば、非常にその不利不満等も多分にこれはあるのであります。そこで、どうしてその申間において納税者と、又市とのその申間において、一つの納税相談所と云う機関がこれはどうしても必要なんです。こう云う様に 12,000 件数余りも出たからには、ます々これは必要だつたと、貯ちく組合も必要だが、この納税相談所もこれは必要じやないかと私考えていますが、それに対して、市長さんどう云うふうなお考えなさつておるんですか。

市長～必要だと思いますが、只今の所、納税の相談については、別に納税相談所と云う所を置くんじやなしに、すぐ財政課の方に来て、その疑問なり、或は手続なりについて手続してあります。

8 番～私が申し上げておりますのは、なる程財政課にこの納税者が来まして色々とその疑義を申し立てたり、或は不利な所を質問したりするのは、できますけれども、人によつては、直接その後所に来ると云うそれ自体が非常にこの敷居が高いと云う観念、特にこの税と云うことに対するは、そう云う観念が非常に濃厚うだと私思つております。それでどうしても、その申間において、納税相談所と云うものがあるならば、その納税者は一様この納税相談所を通じて異議の申し立てをするなり、相談をするなり税金の申し立てを相談に来たり、出来はしないかと、なるほどその後所の構構から考えますと、云うと途中に納税相談所と云うものがあるが故に色々とその人員が多くなつたり、或は予算面においても、色々とぼうちようして行くのは行くでしようけれども要するにその滞納件数をより少なくし、より納税を高めに高めて行くと云う意味あいからしましても、絶対これは納税に関するその相談所と云うものがあつてこそ、それは市民に対する私は市のサービスじやないかと充分考えて戴きたいと思います。

議長～外に 3 番？

3 番～先き 8 番さんから納税相談所と云う面の質問があつた様にあります。現在市民税、市民の申告をすると云う場合に部落を通じてされておる様でありますが、これによつて、これを基礎にして、課税しておるかどうかです。

財政課長～もち論、納税の義務があり、申告の義務がありますが、その申告だけによつて充分なる所得が早く出来るかと申しますと、そうではありません。税金は安い方がいいと云うのが普通の考え方でありますので、それで税務署当りなどに行つて、そう云つた資料も集積してやつている訳であります。

3 番～なぜかと申しますと、今各部落におきましての納税申告を出しておる現状を見た場合に、ほとんどが約 90% までが部落から書記を雇つて一括して住所氏名を聞いて、大体のあれを書き入れておる現状

て實際本人から出さしているものは少くないであります。その現状を痛つてあるかどうか、申告の現状を本人から出しておると厭われますか、それとも一括して、各部落で調整しておると思われますか、

財政課長～そう云つた納稅者からの申告義務者から手紙類を取つておるとか云う様なことは考えておりません。といいますのはあくまでも部落の區長は世話をすると云う様な立場でありますので、世話をさせて上げようと云う様な態度でありますので、そう云つた権貴などは徴収してないと思つています。

3番～いや、権貴の問題じやなくしてですか、一括して部落で書いてある権度の負担をしてやつておるかです。それが先きの相談と云う面とも関連しますがこう云う場合、各部落に過張して行つてそう云う様な書き方、或は記入の仕方とか、そう云う市の職員が出張して行きました、それに非常に詳しい方が行つて、相談やりながら各方法でも取ればですね、ある権度車輿轉にも、信憑性がある様な方法が出来ると云うことも考えられるんだが、現在、ああ云う様な部落まかせの方法で申告させた場合には、結局一括して、我々は書けないから書いて下れと云う様な面で大体のこの筆字を押えて、それに右側ならいして、筆字を出す様な結果になりますが、ほとんど信憑性がない様な申告でないかと思いますが、市の方でも大体調査なされてその筆字のあれは、おわかりだと思うんですが、そう云う現状になつておりますので、出来るだけそう云う様な例は、各部落で努力しておる様にはありますが、申告を頼つておる様ですが、ああ云う場合には部落の、いつそう云うことをやるかと云う面で懲す旨を連絡取りまして、こちらから職員も派遣して、一議になつて、指導してそう云う様な親切ぬくちやくあつてしかるべきだと思うんですが、そう云う方法を取られるお考えであられるか、

財政課長～現在6月一杯いが、この6月30日までが、市裏税の申告の期間としてやつておりますが、この事務面のことについては、ほとんどの区長さんが、謹慎者であられますので、その申告されるのに、事務の方法ですか、そう云つた記載の方針などは、この区長会の場合において、充分説明申し上げております。それで部落一括と云う様なおつしやつておられますが、一括ではなくてあくまでも申告は個人からの申告でありますので、ただ雄なる区長、或は幹部のこの権度のこの宗ついはどの権度の所得があるんだと、云う様な推定でやつておるんだと、おるのじやないかと云う様なお考えであられるかどうか、そうでは済してないと思うんです。あくまでも、納稅義務者のですか、申告のそれによつて記載しておるもんと思つております。

12番～今先の課長さんのご答弁の中に今度の職員でも満足した人員ではな

て実際本人から出さしているものは少くないであります。その現状を知つてあるかどうか、申告の現状を本人から出しておると思われますか、それとも一括して、各部落で調整しておると思われますか。

財政課長～そう云つた納税者からの申告義務者から手数料を取つておるとか云う様なことは考えておりません。といいますのは悪くまでも部落の区長は世話をすると云う様な立場でありますので、世話をさせて上げようと云う様な程度でありますので、そう云つた経費などは微取してないと思つています。

3 番～いや、経費の問題じやなくしてですか、一括して部落で書いてある程度の負担をしてやつておるかです。それが先きの相談と云う面とも関連しますがこう云う場合、各部落に掛張して行つてそう云う様な書き方、或は記入の仕方とか、そう云う市の職員が出張して行きまして、それに非常に詳しい方が行つて、相談やりながら各方法でも取ればですね、ある程度事務的にも、信憑性がある様な方法が出来ると云うことも考えられるんだが、現在、ああ云う様な部落まかせの方法で申告させた場合には、結局一括して、我々は書けないから並いて下れと云う様な面で大体のこの数字を押えて、それに右げならないして、数字を出す様な結果になりますし、ほとんど信憑性がない様な申告でないかと思いますが、市の方でも大体調査なされてその数字のあれば、おわかりだと思うんですが、そう云う現状になつておりますので、出来るだけそう云う様な何は、各部落で努力しておる様にはありますが、申告を知つておる様ですが、ああ云う場合には部落の、いつそう云うことやると云う面で催す旨を連絡取りまして、こちらから職員も派遣して、一轟になつて、指導してそう云う様な難切味あつてしかるべきだと思うんですが、そう云う方法を取られるお考えであられるか。

財政課長～現在6月一杯いが、この6月30日までが、市民税の申告の期間としてやつておりますが、この事務面のことについては、ほとんどの区長さんが、経験者であられますので、その申告されるのに、事務の方法ですか、そう云つた記載の方法などは、こここの区長会の場合において、充分説明申し上げております。それで部落一括と云う様なおつしやつておられますが、一括ではなくて悪くまでも申告は個人からの申告でありますので、ただ単なる区長、或は幹部のこの程度のこの家ていはどの程度の所得があるんだと、云う様な推定でやつておるんだと、おるのじやないかと云う様なお考えであられるかどうか、そうでは決してないと思うんです。悪くまでも、納税義務者のですか、申告のそれによつて記載しておるもんと思つております。

12番～今先の課長さんのご答弁の中に今度の職員でも満足した人員ではな

いと答弁なさっています。しかばね、なぜ市職員定数条削減において、なぜ最つと人員を獲得して、そして微積を上げる様な策を講じなかつたか、その点を?

財政課長~私の最初のそこまで持つて来るまでの考え方としましては、24名と云ふうに考えておりましたが、予算の都合で、これだけは諦じて行こうと云う様な何んて、それだけにした訳であります。

12番~しかばね、現在のこの微税率で市予算は、大体まかなえるから、このやらいにあまんじておこうと、云ふうなお考え方であると、受け取つてよい訳ですか、

財政課長~そうではないんです。現状のままではより以上な成績を上げたいと云う様な考え方であります。

10番~先きの5月の石川議員の答弁によひまして、90名を資源に現職員をしておるんだと云う様な課長の説明でございましたが、いわゆるこの人員の増員によつて、今後いかゆる次年度内において、今まで見た様に税金の微積低下の質問に対しても人員の云々のことを云わないと云うこととを確約出来ますか、

財政課長~確約は出来ないと思つております。といいますのは、直野市は発展途上であります。年々その課税件数が増えつつある訳であります。

10番~では、所謂、今後のこれは先きの質問に戻る訳ですが、確約出来ないと云うことになれば、いわゆる、今後の議会から、現職員が悪いと云う質問が出来た場合には十人以上の不足であります。どうにも出来ませんと云う答をするつもりでございますか、

財政課長~むつかしいんですが、あくまでも努力をしたいと云う様な考え方であります。

10番~私が云うのは、今までですね、質問のたびに議会から微積成績が非常に悪いと、それをつかれた場合にそのたびにその努力欠陥の対策は議論されずに、いわゆる人員不足で、どうしても職員が手がないと云うだけで済ませられておるんです。特に、この6月は、人員の構成そろ云う議会であります。その申述おいて、3名の増員を云うのが、提案されておる。だからして、当然議会としては、いわゆる執務者が、ある程度の微積成績を得るものとして、認定したものと思います。よつて、当局としては、今後この年次年だけでも、人員の不足云々は、当然出ないのが当然じゃないかと思うんですが、最初から、いわゆる単なる3名ぐらいを増やして、おけばいいと云う様な考え方で、その人員構成をなされた様な感じを受ける

いと答弁なさっています。しかば、なぜ市職員定数条例案において、なぜ最つと人員を獲得して、そして微税を上げる様な策を構じなかつたか、その点を？

財政課長～私の最初のそこまで持つて来るまでの考え方としましては、24名と云うふうに考えておりましたが、予算の都合で、これだけは減じて行こうと云う様な何ぞ、それだけにした訳であります。

12番～しかば、現在のこの微税率で市予算は、大体まかなえるから、このぐらにあまんじておこうと、云うふうなお考えであると、受け取つてよい訳ですか、

財政課長～そうではないんです。現状のままではより以上な成績を上げたいと云う様な考え方であります。

10番～先きの5番の石川議員の答弁によみまして、90%を目標に現増員をしておるんだと云う様な課長の説明でございましたが、いわゆるこの人員の増員によつて、今後いわゆる次年度内において、今まで見た様に税金の微収低下の質問に対し人員の云々のことを云わないと云うことを確約出来ますか、

財政課長～確約は出来ないと思つております。といいますのは、宣野済市は発展途上であります。年々その課税件数が増えつつある訳であります。

10番～では、所請、今後のこれは先きの質問に戻る訳ですが、確約出来ないと云うことになれば、いわゆる、今後の議会から、税微収が悪いと云う質問が出来た場合には十人以上の不足であります。どうにも出来ませんと云う答をするつもりでござりますか、

財政課長～むつかしいんですが、悪くまでも努力をしたいと云う様な考え方であります。

10番～私が云うのは、今までですね、質問のたび事に議会から微税威懾が非常に悪いと、それをつかれた場合にそのたび事にその努力欠陥の対策は説明されずに、いわゆる人員不足で、どうしても職員が手が回らないと云うだけで済ませられておるんです。特に、この6月は、人員の構成そろそろ議会であります。その申述において、3名の増員を云と云うのが、提案されておる。だからして、当然議会としては、いわゆる執行者が、ある程度の微税威懾を得るものとして、認定したものと思います。よつて、当局としては、今後この年次年だけでもです。人員の不足云々は、当然出ないのが当然じやないかと思うんですが、最初から、いわゆる單なる3名ぐらいを増やして、おけばいいと云う様な考え方で、その人員構成をなされた様な感じを受ける

訳ですが、その辺はどう云うあれですか、

財政課長～職員の数といいますのは、充分なる数と、完全にその不足をうみ合わすと云う様なことは、充分には云われないのであります。只色々な面から先き申し上げました様な、僅市町村との人員物、職員の数それから予算の何ヶ月前からのつり合、そう云つた所から考えまして、大体23名ぐらいは適當な数である。こう云ふように思つておりますが、

10番～では、人員増加については、所謂いわゆる員額と云うものはなかつた訳ですな、いわゆる3名を増員すれば、どの程度の員額までは徴収成績を上げるとか、そう云う員額はなくして、いわゆる単なる別の市町村とのつり合い、そう云うものを検討しただけであつて、實際の自この徴収成績の面についてその3名の人員を増員すれば、どの程度までの徴収成績が上げようと云う員額、計画そのものはなかつた訳ですか、

財政課長～それは、特に徴収關係はですか、そう云つたこの何バーセントを標準に申し上げますと、何けん置われば、完成に一目に何けん置わられるから、何けん取つてくれると云う様なことまでは云えない訳であります。申には、税額が少なくて、けん数が多いと云う様な場合もあるし、一試にどれだけ上げられるんだと云うことは、云えないと思うんですが、

10番～只今の答弁からして、全然そう云う計画がなされたものとしか考えておりません。考えられません。今後は、いわゆる人員の増員などををする場合には、すべてそう云う計画、いわゆる實際その数字は合わなくても、構想そう云うものを計画を立てて、今後やつてもらいたいと要請致します。

8番～過去において、この市町村のいわゆる税務担当者のいわゆる、税務研修会があつたかどうか、

市長～これは、毎年行なわれております。

8番～毎年ある訳ですか、

財政課長～と云ひますのは、今中都道府の財政研究会と云うのが、毎月定期もつてやつておられる。そこで地方課の方からも来てもらつて疑問な点とかです、そう云つたのを取り上げて研究しております。

8番～この研究会のですか、既に對するその研修講師は、地方課の職員ですか、まあ、それも結構ですが、いわゆる特にこの徴収のその基調処分という問題に相当引つかかつておる様ですが、私が要望したい

訳ですが、その辺はどう云うあれですか。

財政課長～職員の数といいますのは、充分なる数と、完全にその不足をうみ合わせると云う様なことは、充分には云われないのであります。只色々な面から先き申し上げました様な、他市町村との人員約、職員の数それから予算の何ヶ月年前からのつり合、そう云つた所から考えて、大体28名やらいは適當な数である。こう云ふように思つておりますが、

10番～では、人員増加については、所いわゆる目標と云うものはなかつた訳ですな。いわゆる3名を増員すれば、どの程度の目標までは徴税成績を上げるとか、そう云う目標はなくして、いわゆる単なる別の市町村とのつり合い、そう云うものを検討しただけであつて、実際の自この徴税成績の面についてその3名の人員を増員すれば、どの程度までの徴税成績が上げようと云う目標、計画そのものはなかつた訳ですか。

財政課長～それは、特に徴税關係はですか、そう云つたこの何ペーセントまで簡単に申し上げますと、何けん圓われば、完成に一目に何けん圓われるから、何けん取つてくれると云う様なことまでは云えない訳であります。中には、税額が少なくて、けん数が多いと云う様な場合もあるし、一概にどれだけ上げられるんだと云うことは、云えないと思うんですが。

10番～只今の答弁からして、全然そう云う計画がなされたものとしか考えておりません。考えられません。今後は、いわゆる人員の増員などをする場合には、すべてそう云う計画、いわゆる実際その数字は合わなくとも、構想そう云うものを計画を立てて、今後やつてもらいたいと要望致します。

8番～過去において、この市町村のいわゆる税担当者のいわゆる、税務研修修会があつたかどうか。

市長～これは、毎会行なわれております。

8番～毎年ある訳ですか、

財政課長～と云いいますのは、今中部地区の財政研究会と云うのが、毎月定期もつてやつておられる。そこで地方課の方からも来てもらつて疑問な点とかです、そう云つたのを取り上げて研究しております。

8番～この研究会のですか、税に対するその研修講師は、地方課の職員ですか、まあ、それも結構ですが、いわゆる特にこの納税のその滞納処分という問題に相当引っかかつておる様ですが、私が要望したい

のは、いわゆる主税庁当りと、地方課とよく連携連携してもらつて各市町の税の執行、係員をですか、少なくとも年一回ぐらいの長期研修会をしてもらいたいと思いますが、これは市と致しましてはその月にですか、これを申請計画される意識がありますか、地方課もち論これは、直接提供は地方課でございますが、地方課から更に主税庁と連携をしてもらつて専門のその微税課師が来てもらつて、研修をしてもらうと云う所にポイントがあるんぢやないかと、

市長～今の講師については、今おつしやる様に申言したいとこう思つております。

16番～非常に有意味な若かんのご質問が出来ましたけれども、財政課長さんにお伺い致します。市町村の宜野湾市の財源の問題につきましては微税、請託にしろ、過去の本会議の議論のたびごとに出ておりますそのたんぱに市長さんが努力しますの一層ばかりで通されて来ましたしかし、現在監査員の報告から見ますと、市の財源の問題でどうもやむおえなかつたと云う事であります。市長がこれに對してあくまでも微税と云うのは、あれだけの滞納件数を出すと云うことは法規に違反しても、法規を無視しても、その滞納で満足で、その陳審で満足で有るのかどうか、その点についてお伺します。

市長～満足までは行きません。

16番～満足に行かないと云う事は、現状維持と云うふうに解しやすくしてよろしいですか？

市長～現状よりは、ある程度良くなつております。

16番～はつきり申上げますと毎年滞納額が増えていて、それに対処すべく諸策もない。陳審の財政課の課長の要求通りの人員を整なわないとするならば、どこに大きなプラスがある訳でござりますか、どこどれだけの大きなプラスが見いだせる訳でありますか？

市長～今先程返して答えた様にもち論今までの執務で良いんだが、方法についてもこれから考慮すべき点が又あるとこう思うのであります。

16番～もち論、請税組合とか、或はその他の間にがまんが出来るとしましても20名の要求に對して、財政課、後に去年の予算議会において財政課の職員からその責難も議会に出されておりました。後の市町村の職員のそれに對して、今年度もどれだけの人員でなければ出来ないと云う課長の要望に對して落選は、まがりなりにこの程度にやつておこう、或る程度は滞納者はあつてもと云う、御見解でございますが、

のは、いわゆる主税庁当りと、地方課とよく連携提携してもらつて各市町村の税の執行、係員をですか、少なくとも年一回ぐらいの長期研修会をしてもらいたいと思いますが、これは市と致しましてはその月にですか、これを申請計画される意志がありますか、地方課もち論これは、直接提供は地方課でございますが、地方課から更に主税庁と連携をしてもらつて専門のその微税講師が来てもらつて、研修をしてもらう、云う所にポイントがあるんぢやないかと、

市長～今の講師については、今おつしやる様に申言したいとこう思つております。

16番～非常に有意義な若かんの質問が出ましたけれども、財政課長さんにお伺い致します。市町村の宜野湾市の財源の問題につきましては徵税、納税にしろ、過去の本会議の議会のたびごとに出ておりますそのたんびに市長さんが努力しますの一点ばかりで通されて来ましたしかし、現在監査人の報告から見ますと、市の財源の問題でどうもやむおえなかつたと云う事であります、市長がこれに対して悪くまでも徵税と云うのは、あれだけの滞納件数を出すと云うことは法規に違反しても、法規を無視しても、その滞納で満足で、その陳容で満足で有るのかどうか、その点についておいでします。

市長～満足までは行きません。

16番～満足に行かないと云う事は、現状維持と云ふうに解しやすくしてよろしいですか、

市長～現状よりは、ある程度良くなつております。

16番～はつきり申上げますと毎年滞納額が増えている、それに対処すべく施策もない、陳容の財政課の課長の要望通りの人員を整なわないとするならば、どこに大きなプラスがある訳でございますか、どこどれだけの大きなプラスが見いだせる訳でありますか、

市長～今先鋭して答えられた様にもち論今までの執務で良いんだが、方法についてもこれから考慮すべき点が又あるとこう思うのであります。

16番～もち論、納税組合とか、或はその他の面にがまんが出来るとしましても28名の要求に対して、財政課、暫に去年の予算議会において財政課の職員からその資料も議会に出されておりました。他の市町村の職員のそれに対して、今年度もどれだけの人員でなければ出来ないと云う課長の要望に対して結局は、まがりなりにこの程度にややつておこう、或る程度は滞納者はあつてもと云う、御見解でございますが、

市長～人員を要求通りに出来なかつたのはヨツには財政の問題もありますが、しかし事務分たんにおいて、今まで財政課で見ておつたと揚や市場も、よその課に移るので、向うの要求に2人は減しても大体まにあうと云う見当で、これを手配した訳であります。滞納はあつても良いと云うふうな考えではありません。

16番～申上げますが、当初予算においては、徵稅の90%を見積つて、議会も認定しております。承認しております。要はこう云うふうな財政課の問題が市の執行の大きな問題だと思いますけれども、それについて現在の60%：65%の徵稅成績を見た場合に現在の滞納傾向を市議がわかつた場合に執行者の惰性が憂慮される懸念になりますけれども、今までの16番さんの御意見に対しても、結局やつて見なくちやわからない様に印象をあたえています。しかし、私の見た所の考えた所によりますと、どうしても無理だと云う感じがする訳であります。この人妻でこれだけの件数を毎年々々滞納は課税の対象とする件数はふえているはずであります。それに対処すべく陳審計員監督のある財政の納稅徵稅の計画がないのであります。それはどう云う、それは当然無理だと云う感じを持たらすけれども、まだ々々私達が納得行かない点があります。これは財政課の要望についても、その陳審をみたしきれないと云うと財源のうら骨と云うことが大きな根本問題だと思いますけれども、私が考えますのに財政課と申しますのは、市の執行を左右する大きな問題だと思つております。それと市長に對して納稅思想の惰性を植えつけるが、納稅に對して大いに関心を持すべきかと云つた様な感じが致しますけれどもそれに対しての御見解をお願いします。

市長～その通りだと思います。

16番～御見解でございます。

市長～おつしやる通り。

16番～市長～おつしやる通りと申ますと。

市長～貴方の云われる様に市長に對して滞納者が多いと云う事は大きな？

16番～だからそれに対処すべくですか、陳審が無理だと思いますけれども現在の3名の増ではこのだ監督を出来るだけかなわす様に陳審は考えられないものかどうか、

市長～考えてそれだけ増えております。

16番～と申しますとそれだけ増と云うことは検査された90%の税額を、十二分に徴稅出来ると云う見解でございますか、

市長～人員を要求通りに出来なかつたのは 1 ツには財政の問題もありますが、しかし事務分たんにおいて、今まで財政課で見ておつた場や市場も、よその課に移るので、向うの要求に 2 人は減しても大体まにあうと云う見当で、これを手配した訳であります。滞納はあつても良いと云うふうな考えではありません。

16番～申上げますが、当初予算においては、微税の 90% を見積つて、議会も認定しております。承認しております。要はこう云うふうな財政課の問題が市の執行の大きな問題だと思いますけれども、それについて現在の 60%・65% の微税成績を見た場合に現在の滞納傾向を市民がわかつた場合に執行者の惰性が暴露される結論になりますけれども、今までの 10 番さんの御意見に対しても、結局やつて見なくちやわからない様に印象をあたえております。しかし、私の見た所の考えた所によりますと、どうしても無理だと云う感じがする訳であります。この人要でこれだけの件数を毎年々々結局は課税の対象とする件数はふえているはずであります。それに対処すべく陳容計画性のある財政の納税微税の計画がないのであります。それはどう云う、それは当然無理だと云う感じを持たらすけれども、まだ々々私達が納得行かない点があります。これは財政課の要望についても、その陳容をみたしきれないと云うと財源のうら付と云うこれが大きな根本問題だと思いませんけれども、私が考えますのに財政課と申しますのは、市の執行を左右する大きな問題だと思っております。それと市民に対して納税思想の惰性を植えつけるが、納税に対して大いに关心を持つべきかと云つた様な感じが致しますけれどもそれに対する御見解をお願いします。

市長～その通りだと思います。

16番～御見解でござります。

市長～おつしやる通り。

16番～おつしやる通りと申ますと、

市長～貴方の云われる様に市民に対して滞納者が多いと云う事は大きな？

16番～だからそれに対処すべですか、陳容が無理だと思いますけれども現在の 3 名の増ではこのだ性を出来るだけかなわす様に陳容は考えられないものかどうか、

市長～考えてそれだけ増えております。

16番～と申しますとそれだけ増と云うことは提案された 90% の税額を、十二分に微税出来ると云う見解でござりますか、

市長～はい、それで予算にもそれだけ出してあります。

16番～わかりました。

議長～暫休憩をとります。（午後1時30分）

議長～再開をとります。（午後3時15分）

1番～納税率の向上を図ると云うことは、財政的向上でまつたく重要な施策の1つであります。その低下原因については、次の事が考えられる訳でございます。徴税人員の不足の補充、法的執行の是正組織納税者の納税率の高揚、納税制度の改正、納税に関する相談機関の設置、課税標準の適正化、部課職員の監督の強化、財政課の事務処理の強化、以上の様な面が上げられていて、この適正化を計ることが納税率の低下を防ぐ対策になるんじやないかと考えますので執行当局と致しましては、今後充分にこの対策を講じまして、本市の徴税率が100%にも向上する様御努力されることを要望致します。以上をもちまして、私の質問を終ります。

議長～進行をとります。

議長～次は3番に移ります。

3番～私の第1番目に、本市の大きな財源である所の銀行が、コサに移転すると云うことあります。これについて市長として、専門的にわかつておつたもんであるが、或はそれについて何か処置をなされた事があるかと云う質問であります。

市長～夢ると云うことのわかつたのは最近であります。それについて支那人に話して聞いて見ると、なぜ行かねばならないか、その理由は現在の大山においては、利潤者が少ないと云うのが1つ、もう1つにはフライハウスに、チカリーと云う米人だらうと思ふんですがおるんだが、大きな得意先になつてゐるけ難ども、その人が本拠の方にどうしてもコサに夢してもらいたいでなければ、外の銀行を説教するがと云う中立があつたとか、それが2番目の理由。それから3番目には、今の場合所が余りに上等級の車の殺到が、車が多い時に不便であるとこう云う何が理由になつてコサに夢る事になつたと、こことしては私からは外人商社やその他の企業が直隣市に発展するかどうかはこう云う金融、機関があるか無いかによって大きな影響をおよぼすと思うので、なんとかしてそのまま残つてもらいたいんだが、と云つたら、もうすでに工事はやがて始める様になつていると、若し、どうしても夢ると云うことであれば、それじや支障店でもそこに残してもらえんかと話したらそれは私の一存ではどうに

市長～はい、それで予算にもそれだけ出してあります。

16番～わかりました。

議長～暫休憩致します。（午後1時30分）

議長～再開致します。（午後3時15分）

1番～納税率の向上を図ると云うことは、財政的向上でまつたく重要な施策の1つであります。その低下原因については、次の事が考えられる訳でございます。徴税人員の不足の補充、法的執行の是正組織納税者の納税義務知識の高揚、納税制度の改正、納税に関する相談機関の設置、課税権の適正化、部課職員の監督の強化、財政課の事務処理の強化、以上の様な所項目が上げられており、この適正化を計ることが納税の低下を防ぐ対策になるんじやないかと考えますので執行当局と致しましては、今後充分にこの対策を構じまして、本市の徴税率が100%にも向上する様御努力されんことを要望致します。以上をもちまして、私の質問を終ります。

議長～進行致します。

議長～次は3番に移ります。

3番～私の第1番目に、本市の大きな財源である所の銀行が、コサに移転すると云うことありますが、これについて市長として、事前にわかつておつたもんであるが、或はそれについて何か処置をなされた事があるかと云う質問であります。

市長～移ると云うことのわかつたのは最近であります。それについて支那人に話して聞いて見ると、なぜ行かねばならないか、その理由は現在の大山においては、利用者が少ないと云うのがユリ、もうユリにはプラザーハウスに、チカリーと云う米人だろうと思うんですがおるんだが、大きな得意先になつてゐるけれども、その人が本社の方にどうしてもコサに移してもらいたいでなければ、外の銀行を説得するがと云う申立てがあつたとか、それが2番目の理由。それから3番目には、今の場合所が余りに1号線の車の殺到が、車が多い為に不便であるとこう云う何が理由になつてコサに移る事になつたと、こことしては私からは外人商社やその他の企業が宣野湾市に発展するかどうかはこう云う企業金融、機關があるか無かによつて大きな影響をおよぼすと思うので、なんとかしてそのまま残つてもらいたいんだが、と云つたら、もうすでに工事はやがて出来る様になつていると、若し、どうしても移ると云うことであれば、それじゃ支障店でもそこに残してもらえんかと話したらそれは私の一存ではどうに

もならんのでそう云う要望があれば、市長と云う、市長に対してはこう云うのが私達の会社がなくとも、かわらんと思うが、と云う事を云つておりました。いや、それは随分かわると思う、大体普通の銀行も変りはない。私達の銀行も沖縄の人にも殖し、沖縄の人にもあづけるようになつているんだが一向利潤しないんじやないか、外にたくさん銀行があるんじやないかと、そう云う事を云つておつたんですが、1番、銀行のそう云う大きな業者の方、得意先のですかそう云う人々が集て、本社にでも賃貸すれば、或は支店とか、外に又銀行をおく様になるかも知らんが、今の所、支配人の考え方では、とにかく今のままで利潤者が少ないのでおかれるのはどうかと思ふうと云うふうな事を話しておりました。

3 番～本市が今事業者の3分の2は外人関係でもつてゐると云う様な現状でありますて、結局は建設の業者がほろぶとか、或は他に移転とかと云うことは、それは利潤者の利潤の如何にも、あるかも知れませんが建設の業者は極力地元で開業させるようにし向ける努力をし又新しいそう云う様な工事、或はこう云う様な営業所をどしどし誘致するとか、或は土地の提供とか云うふうにして、こう云うものの誘致策を考えなければいかんと思いますが、これについて市長さんとしましてそう云う関係の業者がある場合に土地を提供しても誘致したいとか、そう云うお考えもお持ちであるかどうか、

市長～土地を提供すると云う事になりますと、市の財産の提供についてはこれは議会に諮らなければいかんが、

3 番～いや、市長の考え方として、こう云う提供してでも誘致したいと云う様なうでかまえがあるかどうかと云うことです。

市長～だから一寸土地を提供したと云うことになると、これは今すぐ提供する様な考え方はありません。しかし、崖来るだけ世話して適當な所を買入れして世話してあげたい気持はあります。

4 番～特開銀行即ちアメックス、沖縄進出が大きい波を生んだ銀行であります。この銀行が進出したことによつて、市内の金融機関に対してどの様な影響をおよぼしたか、それについて市長はどう考えておられますか、

市長～まだ越しておらずに業者は、そのままやつておりますかの、それが暮つてからどう云うふうに變つたかは云えませんが、想定出来るのは、今まで外人関係はこのエキスプレスの銀行を利潤して市の事業のエリである水道料金も外人はあそこで暮つてもらう様にしてあつたんですが、それが出来なくなる。常としても不便である。その他の事業家においても、この宜野湾市を利潤している外人がそこで色々取り扱いが出来たものが、コサに暮ると云うと、あそこまで行かねばならぬと不便をきたすんじやないかとこう思つております

もならんのでそう云う要望があれば、市長と云う、市長に対してはこう云うのが私達の会社がなくても、かわらんと思うが、と云う事を云つておりました。いや、それは随分かわると思う、大体普通の銀行も変りはない。私達の銀行も沖縄の人にも准し、沖縄の人にもあづけるようになつているんだが一向利潤しないんじやないか、外にたくさん銀行があるんじやないかと、そう云う事を云つておつたんですが、1番、銀行のそう云う大きな業者の方、得意先のですかそう云う人々が集て、本社にでも陳情すれば、或は支店とか、外に又銀行をおく様になるかも知らんが、今の所、支配人の考えでは、とにかく今のままで利用者が少ないのでおかれるのはどうかと思うと云うふうな事を話しておりました。

3 番～本市が今事業税の3分の2は外人関係でもつていると云う様な現状でありますて、結局は設立の業者がほろぶとか、或は他に移転とかと云うことは、それは利用者の利用の如何にも、あるかも知れませんが改設の業者は極力地元で開業させるようにし向ける努力をし又新しいそう云う様な工事、或はこう云う様な営業所をどしどし誘致折衝するとか、或は土地の提供とか云うふうにして、こう云うものの誘致策を考えなければいかんと思ひますが、これについて市長さんとしましてそう云う関係の業者がある場合に土地を提供しても誘致したいとか、そう云うお考えもおもちであるかどうか、

市 長～土地を提供すると云う事になりますと、市の財産の提供についてはこれは議会に諮らなければいかんが、

3 番～いや、市長の考え方として、こう云う提供してでも誘致したいと云う様なうでかまえがあるかどうかと云うことです。

市 長～だから一寸土地を提供したと云うことになると、これは今すぐ提供する様な考え方はありません。しかし、出来るだけ世話を適當な所買入れして世話をあげたい気持はあります。

4 番～特別銀行即ちアブックス、沖縄進出が大きい波もんを生んだ銀行であります、この銀行が進出したと云うことによつて、市内の金融機関に対してどの様な影響をおぼしたか、それについて市長はどう考へておられますか、

市 長～まだ越しておらずに業務は、そのままやつておりますかの、それが移つてからどう云うふうに變つたかは云えませんが、想定出来るのは結局今まで外人関係はこのエキスプレスの銀行を利用して市の事業の1つである水道料金も外人はあそこで払つてもらう様にしてあつたんですが、それが出来なくなる。市としても不便である。その他の事業家においても、この宜野湾市を利用している外人がそこで色々取り扱いが出来たものが、コザに移ると云うと、そこまで行かねばならぬと不便をきたすんじやないかとこう思つております

4番～民間金融機関に対しては、別にあろうが無かろうが、影響はないと言つた様な見解であるのか、或はこの銀行が進出する事によつて、影響はあるかどうか、或は民間金融機関を圧迫する様な傾向にはいかどうか、その辺についてどう考えておられるか、又そう云つた面は当然市内にある金融機関を青成すると云つた様な立場で、或はそう云う調査も必要だと考えますが、それに対して全然なされてないとそれについて、

市長～エキスプレス銀行の方があそこに落つて民間企業に対して影響があるかどうかと云う事については、私としてははつきりは云えないけれども、あそこで支那人の話によると見てさらんなさい、この通り閉鎖閉散で、又お終もほとんどおらなかつだんです。この通り閉鎖閉散に沖縄人にも利潤できるんだが、沖縄人なんかの利潤するのは、ほとんどないと云うふうな事を云つておりましたので、いわゆる沖縄の一級民間の貸借しているのは、ほとんど普通銀行が貸銀を利潤しているので、それほどめだつだけの影響は沖縄人には急には感じられないんじやないかとこう思つております。先き車上げました様に外人関係が最も影響するんじやないかとこう思つております。

3番～次に相当この緊急な事業には出来るだけ援助をあたえると先の施政方針の中にうたわれておりましたが、現在水産漁業組合の青成がなされておりますが、從来商工会においては、条例・或は又規程をもつて保護政策をやつておる訳であります、水産業については、去年か一昨年かにある程度条例に歸り込もうと、云うふうに条例により込ただけでその点大事な資源である所の近海漁業、そう云う面にあんまり力を入れておるんじやないかと云う様な印象を受けます、それに対して市長として、どう云うお考えであるか、

市長～水産漁業組合については、一ヶ月前かと思いますが、それを青成したいの何とか市でもその発足の準備に御指導をおおきたいと云う何で市の方から政府に連絡致しましてこの説明会を持つたのであります、そこでまず感じた事は、あの状況から見て、果して宜野湾市に水産業を生業している業者がどの位いるかと云うのがどうも心講く思いました。尚又、そう云う業者自体がどの程度この組合を持ちたいと云うふうな意欲にもえているかと云うこともあの状況から見るとかえてこの役所の職員、区長、議員が聴聞を聞いただけで業者自体にはあまりに熟慮が無い様な感じを受けたのでござります。しかし、これも市の漁業のユリとして生業を営む業者が多ければそれを青成すべく組合と云うのはこう云うものだと云う事も良く政府からも説明もし、どちらからも、そう云う連絡をやつてあげてそれが満足する様になれば漁業組合や、その他の商工会の様にユリの漁業組合としての青成を努力しようと思ひますが、どの面でそ

4 番～民間金融機関に対しては、別にあろうが無かろうが、影響はないと言つた様な見解であるのか、或はこの銀行が進出する事によつて、影響はあるかどうか、或は民間金融機関を圧迫する様な傾向にならぬか、その辺についてどう考えておられるか、又そう云つた面は当然市内にある金融機関を膺成すると云つた様な立場で、或はそう云う調査も必要だと考えますが、それに対する全然なされてないとそれについて、

市長～エキスプレス銀行の方があそこに移つて民間企業に対して影響があるかどうかと云う事については、私としてははつきりは云えないけれども、あそこで支配人の話によると見てござんなさい、この通り閉鎖閉散で、又お客様もほとんどおらなかつたんです。この通り閉鎖特に沖縄人にも利用できるんだが、沖縄人なんかの利用するのは、ほとんないと云ふうな事を云つておきましたので、いわゆる沖縄の一般民間の使用しているのは、ほとんど普通銀行が琉銀を利用しているので、それほどめだつだけの影響は沖縄人には急には感じられないんじゃないかとう思つております。先き申上げました様に外人關係が最も影響するんじやないかとこう思つております。

3 番～次に相当この緊急な事業には出来るだけ援助をあたえると先の施政方針の中にうたわれておきましたが、現在水産協同組合の結成がなされておりますが、従来商工会においては、条例・或は又規程をもつて保護育成策をやつておる訳であります。水産業については、去年か一昨年かにある程度条例に纏り込もうと、云うふうに条例により込んだだけその点大事な資源である所の近海漁業、そう云う面にあんまり力を入れておるんじやないかと云う様な印象を受けます。それに対して市長として、どう云うお考えであるか、

市長～水産組合については、一ヶ月程度前かと思いますが、それを結成したいで何とか市でもその発足の準備に御指導をあおぎたいと云う何て市の方から政府に連絡致しましてこの説明会を持つたのですが、そこでまず感じた事は、あの状況から見て、果して宜野湾市に水産漁業を生業している業者がどの位いするかと云うのがどうも心痛く思いました。尚又、そう云う業者自体がどの程度この組合を持ちたいと云うふうな意欲にもえているかと云うこともあの状況から見るとかえつてこの後所の職員、区長、誰員が説明を聞いただけで業者自体にはあまりに熱意が無い様な感じを受けたのでございます。しかし、これも市の産業のユリとして生業を営む業者が多ければそれを膺成すべく組合と云うのはこう云うものだと云う事も良く政府からも認明もし、こちらからも、そう云う連絡をやつてあげてそれが発足する様になれば農業組合や、その他の商工会の様に1つの漁業組合としての膺成を努力しようと思ひますが、どの面でそ

れじや協力するかと云うことになると一応その事業を見ないと見えないんじやないかと、こう思つております。尚その点で産業、課長の方から補足説明があると思ひますので、

3番～現在漁業の漁獲に對しては、非常に感心を大いにもつてゐる様であります。戦前そうとうの船とかそう云うものを置いて相当の水揚量をもつて居りましたが、戦後になつてほとんどが自家資源が少なくなつて、資本が少くて漁業の一途を辿つてゐる様な状態であります。市においては、それに対して何等の援助もあたえないと、或は政府においては、相当これに力を入れて漁業の補助をやつても業者へ青感をやろうと云うふうな心構えでやつてゐるんだがそれについて、業者のそう云う様な毎年資本が少ないと、漁業の一途をたどつていますが、それについて振興策とか、そう云うのをお持ち合せないかお伺いします。

市長～その課長に説明させます。

漁業課長～水産業組合につきましては、只今市長の方から説明がありましたが市としましても或る程度の協力をしておるわけでありますがこれが出来る事を強くとしても念願しておりますが、まず1番我々が今考へて不安に思つております事は何しろ市におきましては、この水産業者と云う者が非常に少いと云うことでありますて又これが将来相当ふえると云う見込も又立たないんじやないかと云うふうに考へておりますが、その場合に法定のその漁業組合を組織した場合に相当の費用がかかります。又漁業に相当の義務をおわされる訳であります。そうなつた場合に果してその今の業者の方々がそう云う事も充分頼つて、そう云うのも遂行して行くと云う様な自信があるかどうかと云う事も充分確認していかない訳であります。そう云う事を充分確認して是非我々は水産業で生業を営むんだと云う意欲があり、そして又大いに海にのびると云う意欲があるならば、当然市としてはうんと力を入れてこれは奨励すべきであると云う様な考へは持つておりますが、具体的にいかなる事業に對して今青感をすると云う様な問題に就きましては、そこまでまだ進んでいない段階として考へております。

3番～この漁業組合の技術の面については、只今市長さんからお話をあつた様な点見てござりますが、終戦この方水産業青感に對しては政府の支出金が計上されまして対策がとられて居りますが、水産業に對しては、うちの市においては今までの予算書から見た場合にユツもそう云うのが盛られていないと、そう云う面で漁業の一途をたどつていると云うことが考へられる訳であります。たゞへ水産組合と云うのはぬきにしましても水産業者に對しては或る程度の指導、助言或は物心両面からの援助が必要でないかと思ふ訳であります。これに對して市長さんとして宣誓済市の水産業者をもつと育成すべき

れじや協力するかと云うことになると一応その事業を見ないと見えないんじやないかと、こう思つております。尚その点で産業、課長の方から補足説明があると思いますので、

3番～現在組合の結成に對しては、非常に感興心を大いにもつてゐる様であります。職前そうとうの船とかそう云うものを置いて相当の水揚量をもつて居りましたが、職後になつてほとんどが自家資源が少なくなるし、資本が少くて微々の一途を辿つてゐる様な状態であります。市においては、それに対して何等の援助もあたえないと、或は政府においては、相当これに力を入れてはる程度の補助をやつても業者へ青威をやろうと云うふうな心持えでやつてゐるんだがそれについて、業者のそう云う様な毎年資本が少ないために、² 微の一途をたどつていますか、それについて特興策とか、そう云うのをお持ち合せでないかお伺いします。

市長～その課長に説明させます。

経済課長～水産協同組合につきましては、只今市長の方から説明がありましたが市と生しても或る程度の協力をしてくれるわけでありますがこれが出来る事を我々としても念願しておりますが、まず1番我々が今考えて不安心思つております事は何しろ市におきましては、この水産業者と云う者が非常に少いと云うことであつて又これが将来相当ふえると云う見込も立たないんじやないかと云うふうに考えておりますが、その場合に法定のその協同組合を組織した場合に相当の費用がかかります。又法的に相当の義務をおわされる訳であります。そうなつた場合に果してその今の業者の方々がそう云う事も充分知つて、そう云うのも逆行して行けると云う様な自信があるかどうかと云う事も充分確認していない訳であります。そう云う事を充分確認して是非我々は水産業者を営むんだと云う意欲があり、そして又大いに海にのびると云う意欲があるならば、当然市としてはうんと力を入れてこれは奨励すべきであると云う様な考えは持つておりますが、具体的にいかなる事業に對して今青威をすると云う様な問題に就きましては、そこまでまだ進んでいない様段階として考えております。

3番～この協同組合の技術の面については、只今市長さんからお話をあつた様な意見でございますが、修戦の方水産業青威に對しては政府の支出金が計上されまして対策がとられて居りますが、水産業に對しては、うちの市においては今までの予算書から見た場合に1つもそう云うのが盛られていないと、そう云う面で² 1途をたどつていて云うことが考えられる訳であります。たとへ水産組合と云うのはぬきにしましても水産業者に對しては或る程度の指導、助言或は物心両面からの援助が必要でないかと思う訳でありますが、これに對して市長さんとして宣野市水産業者をもつと青威すべき

であるか、或は現在通りになるに亘せてやらせると云う意向であるかその点お伺いします。

市長～直隸湾の漁業漁業を豊かにし、その業を盛んにすると云う事はどの業に対してもこれを盛んにさせたいと思うのであります、水産業におきまして特にこれは從来直隸湾で本当に水産業を生業とし、又生産漁物を出す様な本格的な事業をやりかけては失敗し、やりかけては失敗したと云う事が2回位あつたと云う事を聞いております。そこにはたしかに直隸湾市においては何かこの業において適当な所があるんじやないかとう思うのであります、それについてはまだどう云う所に欠ぼうがあると云う事ははつきりした眞面目にぎられておらないですが、これを前にもあつたのを更に今度間違えない様にこれを進行させて行くには、漁業にその業に当る人々の熱意が一番大事な事じやないかと思うのでありますが、もし、そう云う人々が技術面や政策面において、こうありたい、或はこう云う指導がほしいと云う事であれば、その業者自体から、申出て戴ければ講習会か或は機具の入手方法なんかについても世話を上げても良いんじやないかとう云ふような程度は、考えております。まだ、こう云ふうにして水産業を復興したいと云ふうな計画や漁業、指導の方法等は外には今の所考えておりません。

3番～直隸湾市においては相当水産業で生業とされた方も居られるが過去において一回でも吉成、駒音とか、そう云う事をやつた事もないし只水産業協同組合が出来てからそれに対しても或程度の駒音はやつておられる様であります、それ以上水産業者組合に対する指導とか駒音とかそう云う事は放つたらかされておつたんじやないかと云う様な印象を受ける訳であります。そのため水産業者におきましてもそう云う面の市長さんの今後の方針としても是非お入り込んで下さいまして、振興策を打ち立ててもらいます様要望して質問を終ります

議長～暫休憩をします。（午後3時40分）

議長～再開をします。（午後4時42分）

3番～今の3番議員の第2問ですが、これに対して私の質問として出しました第2項ですが、それとちよつと誤解がありますので質問を改めさせたいと思います。天久議員の場合はそれは、商工会或は水産業者等に対しましては当局としては出来るだけの保護策を講じてもらいたいと云うことでしたが、私の質問する第2項は、これは市長の市政方針にもありました様に直下設立準備中の商工信預協同組合が実現した形にはなつて居りますが、市長としては協力、協力をおしまないと云うことになつておりますが、この協力と云う程度の問題をこれはまだ歎れておりませんけれども、しかし、やがて近々設立発足することに相成つていると云ふうに思いますが、もしそれが実現

であるか、或は現在通りになるに任せてやらせると云う意向である
かその点お伺いします。

市長～宣野湾の産業経済を豊かにし、その業を盛んにすると云う事はどの業に対してもこれを盛んにさせたいと思うのであります、水産業におきましてもこれは従来宣野湾で本当に水産業を生業とし、又生産物を出す様な本格的な事業をやりかけては失敗し、やりかけては失敗したと云う事が2回位あつたと云う事を聞いております。そこにはたしかに宣野湾市においては何かこの業において適当な所があるんじやないかとこう思うのであります、それについてはまだどう云う所に欠ぼうがあると云う事ははつきりした理由はにぎられておらないですが、これを前にもあつたのを更に今度間違えない様にこれを進行させて行くには、業務にその業に當る人々の熟意が一番大事な事じやないかと思うのであります、もし、そう云う人々が技術面や政策面において、こうありたい、或はこう云う指導がほしいと云う事であれば、その業者自体から、申出で戴ければ講習会か或は機具の入手方法なんかについても世話を上げても良いんじやないかとこう云ふうな程度は、考えております。まだ、こう云ふうにして水産業を復興したいと云うふうな計画や産業、指導の方法等は外には今の所考えておりません。

3番～宣野湾市においては相当水産業で生業とされた方も居られるが過去において一回でも言成、助言とか、そう云う事をやつた事もないし只水産業協同組合が出来てからそれに対する或程度の助言はやつておられる様でありますが、それ以上水産業者個々に対する指導とか助言とかそう云う事は放つたらかされておつたんじやないかと云う様な印象を受ける訳であります。そのため水産業者におきましてもそう云う面の市長さんの今後の方針としても是非おり込んでもらいまして、振興策を打ち立ててもらいます様要望して質問を終ります

議長～暫休憩致します。（午後3時40分）

議長～再開致します。（午後4時42分）

8番～今の3番議員の第2問ですが、これに対して私の質問として出しました第2項ですが、それとちよつと関連性がありますので質問致しませたいと思います。天久議員の場合にはそれは、商工会或は水産業者等に対しましては当局としては出来るだけの振興策を講じてもらいと云うことでしたが、私の質問する第2項は、これは市長の市政方針にもありました様に目下設立準備中の商工信用協同組合が実現した形にはなつて居りますが、市長としては極力、協力をおしまないと云うことになつておりますが、この協力と云う程度の問題これはまだ生れておりませんけれども、しかし、やがて近々設立発足することに相成つていると云ふうに思いますが、もしそれが実現